



平成24年 9 月 7 日
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室
(担当・内線) 母子係 (内線7892)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3595)3112

平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告 (平成23年11月1日現在)

目 次

I. 調査の概要	1
II. 主な調査結果	
1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合	2
(1) 母子世帯の状況	2
(2) 父子世帯の状況	2
2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢	3
(1) 親の年齢	3
(2) 末子の年齢	3
3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等	4
(1) 親の年齢	4
(2) 末子の年齢	5
4 世帯の状況	5
(1) 世帯人員	5
(2) 世帯構成	6
5 住居の状況	7
6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況	8
7 調査時点における親の就業状況	11
(1) 親の就業状況	11
(2) 仕事の内容の構成割合	14
(3) 末子の年齢階級の構成割合	18
8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況	18
9 副業の状況	19
10 母子世帯の母の現在有している主な資格	20
(1) 資格の有無等	20
(2) 資格の種類	21
11 ひとり親世帯の親の勤務先事業所の規模	22

1 2	ひとり親世帯の親の帰宅時間	23
(1)	帰宅時間	23
(2)	就業上の地位別の構成割合	23
1 3	ひとり親世帯になったことを契機とした転職	24
1 4	ひとり親世帯の親の転職希望	25
1 5	ひとり親世帯の親で就業していない者の就業希望等	28
1 6	ひとり親世帯の平成22年の年間収入	29
(1)	平均年間収入等	29
(2)	地位別年間就労収入等の構成割合	33
(3)	同居の有無別の就労収入	35
(4)	ひとり親世帯になってからの期間と世帯の年間収入	35
(5)	末子の状況別世帯の年間収入	36
(6)	ひとり親の学歴別の年間収入	37
(7)	母子世帯の母の預貯金額	40
(8)	社会保険の加入状況	40
1 7	養育費の状況	42
(1)	相談相手	42
(2)	養育費の取り決め	43
(3)	養育費の受給状況	48
1 8	面会交流の実施状況	54
(1)	面会交流の取り決め	54
(2)	面会交流の実施状況	57
1 9	ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況	61
2 0	就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）	62
2 1	小学校入学前児童の保育状況	63
2 2	公的制度等の利用状況	64
2 3	ひとり親世帯の悩み等	73
(1)	子どもについての悩み	73
(2)	ひとり親の困っていること	74
(3)	相談相手について	74
2 4	子どもに関する最終進学目標等	75
(参考)	養育者世帯の状況	79

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成17年国勢調査により設定された調査地区から無作為に約5,000調査区を抽出し、当該調査区内の父子世帯、養育者世帯のすべてを客体とするとともに、上記5,000調査区の1,800地区内の母子世帯のすべてを客体とした。

	調査客体数	集計客体数
母子世帯	2,257	1,648
父子世帯	785	561
養育者世帯	128	102

・母子世帯等の定義

母子世帯……父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行った。

5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、平成23年11月1日現在の数値であり、調査の集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

6. 表中の標記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- ・今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を＊印とした。

7. その他

今回の調査は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県は調査を実施しておらず、数値はこれら3県を除いたものとなっている。

Ⅱ. 主な調査結果

1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

(1) 母子世帯の状況

母子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.2 %減少する一方、生別世帯が 2.9 %増加しており全体の約 9 割を占めている。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 5.3 %減少する一方、生別世帯が 5.8 %増加しており全体の約 8 割を占めている。

表 1－(1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査 年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(36.1)	(63.9)	(49.1)	(5.3)	(*)	(*)	(9.5)	(-)
63	(100.0)	(29.7)	(70.3)	(62.3)	(3.6)	(*)	(*)	(4.4)	(-)
平成5	(100.0)	(24.6)	(73.2)	(64.3)	(4.7)	(*)	(*)	(4.2)	(2.2)
10	(100.0)	(18.7)	(79.9)	(68.4)	(7.3)	(*)	(*)	(4.2)	(1.4)
15	(100.0)	(12.0)	(87.8)	(79.9)	(5.8)	(0.4)	(0.6)	(1.2)	(0.2)
18	(100.0)	(9.7)	(89.6)	(79.7)	(6.7)	(0.1)	(0.7)	(2.3)	(0.7)
23	1,648 (100.0)	123 (7.5)	1,525 (92.5)	1,332 (80.8)	129 (7.8)	7 (0.4)	6 (0.4)	51 (3.1)	(-) (-)

表 1－(2) 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査 年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の父	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(40.0)	(60.1)	(54.2)	(*)	(*)	(*)	(5.8)	(-)
63	(100.0)	(35.9)	(64.1)	(55.4)	(*)	(*)	(*)	(8.7)	(-)
平成5	(100.0)	(32.2)	(65.6)	(62.6)	(*)	(*)	(*)	(2.9)	(2.2)
10	(100.0)	(31.8)	(64.9)	(57.1)	(*)	(*)	(*)	(7.8)	(3.3)
15	(100.0)	(19.2)	(80.2)	(74.2)	(*)	(0.5)	(0.5)	(4.9)	(0.6)
18	(100.0)	(22.1)	(77.4)	(74.4)	(*)	(-)	(0.5)	(2.5)	(0.5)
23	561 (100.0)	94 (16.8)	467 (83.2)	417 (74.3)	7 (1.2)	3 (0.5)	3 (0.5)	37 (6.6)	(-) (-)

【参考】母子世帯、父子世帯の推計世帯数について

推計世帯数は、母子世帯 1,237.7 千世帯、父子世帯 223.3 千世帯となっている。

2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢

(1) 親の年齢

ア 母の平均年齢は 33.0 歳であり、前回調査と比べ 0.9 歳減少している。年齢階級別でみると「30～39 歳」が最も多く、「20～29歳」がこれに次いでいる。

イ 父の平均年齢は 38.5 歳であり、前回調査と比べ 1.1 歳上昇している。年齢階級別でみると母子世帯と同様「30～39歳」が最も多く、「40～49歳」がこれに次いでいる。

表 2-(1)-1 母子世帯になった時の母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(0.7)	(26.6)	(46.2)	(18.7)	(1.6)	(0.2)	(6.0)	33.9歳
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	26 (1.6)	500 (30.3)	680 (41.3)	268 (16.3)	23 (1.4)	3 (0.2)	148 (9.0)	33.0歳
死 別	123 (100.0)	- (-)	11 (8.9)	48 (39.0)	46 (37.4)	12 (9.8)	3 (2.4)	3 (2.4)	40.3歳
生 別	1,525 (100.0)	26 (1.7)	489 (32.1)	632 (41.4)	222 (14.6)	11 (0.7)	- (-)	145 (9.5)	32.3歳

表 2-(1)-2 父子世帯になった時の父の年齢階級別状況

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(-)	(19.6)	(37.7)	(30.7)	(7.5)	(-)	(4.5)	37.4歳
平成23年 総 数	561 (100.0)	- (-)	78 (13.9)	195 (34.8)	166 (29.6)	36 (6.4)	5 (0.9)	81 (14.4)	38.5歳
死 別	94 (100.0)	- (-)	2 (2.1)	27 (28.7)	42 (44.7)	17 (18.1)	2 (2.1)	4 (4.3)	43.8歳
生 別	467 (100.0)	- (-)	76 (16.3)	168 (36.0)	124 (26.6)	19 (4.1)	3 (0.6)	77 (16.5)	37.3歳

(2) 末子の年齢

ア 末子の平均年齢をみると、母子世帯では 4.7 歳となっている。また、生別世帯の平均年齢は 4.5 歳となっている。

イ 一方、父子世帯の末子の平均年齢は 6.2 歳となっており、母子世帯と比べ 1.5 歳高くなっている。また、生別世帯の平均年齢は 6.0 歳となっており、母子世帯に比べ 1.5 歳高くなっている。

表 2-(2)-1 母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(31.0)	(24.9)	(13.9)	(10.0)	(7.1)	(3.3)	(0.3)	(9.5)	5.2歳
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	563 (34.2)	336 (20.4)	195 (11.8)	158 (9.6)	86 (5.2)	42 (2.5)	- (-)	268 (16.3)	4.7歳
死 別	123 (100.0)	28 (22.8)	18 (14.6)	19 (15.4)	19 (15.4)	18 (14.6)	6 (4.9)	- (-)	15 (12.2)	7.0歳
生 別	1,525 (100.0)	535 (35.1)	318 (20.9)	176 (11.5)	139 (9.1)	68 (4.5)	36 (2.4)	- (-)	253 (16.6)	4.5歳

表 2-(2)-2 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(19.6)	(28.6)	(20.1)	(14.1)	(8.5)	(3.5)	(-)	(5.5)	6.2歳
平成23年 総 数	561 (100.0)	127 (22.6)	133 (23.7)	94 (16.8)	74 (13.2)	40 (7.1)	28 (5.0)	4 (0.7)	61 (10.9)	6.2歳
死 別	94 (100.0)	14 (14.9)	22 (23.4)	20 (21.3)	18 (19.1)	8 (8.5)	6 (6.4)	1 (1.1)	5 (5.3)	7.1歳
生 別	467 (100.0)	113 (24.2)	111 (23.8)	74 (15.8)	56 (12.0)	32 (6.9)	22 (4.7)	3 (0.6)	56 (12.0)	6.0歳

3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等

(1) 親の年齢

ア 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 39.7 歳となっている。年齢階級別でみると「40～49歳」が最も多く、「30～39歳」がこれに次いでいる。

イ 父子世帯の父の平均年齢は 44.7 歳となっている。年齢階級別にみると「40～49歳」が最も多く、「30～39歳」がこれに次いでいる。

表 3-(1)-1 母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(0.1)	(10.5)	(38.8)	(40.9)	(8.6)	(0.3)	(0.8)	39.4歳
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	7 (0.4)	172 (10.4)	583 (35.4)	688 (41.7)	135 (8.2)	11 (0.7)	52 (3.2)	39.7歳
死 別	123 (100.0)	- (-)	1 (0.8)	14 (11.4)	68 (55.3)	31 (25.2)	6 (4.9)	3 (2.4)	47.5歳
生 別	1,525 (100.0)	7 (0.5)	171 (11.2)	569 (37.3)	620 (40.7)	104 (6.8)	5 (0.3)	49 (3.2)	39.0歳

表 3-(1)-2 父の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(-)	(6.0)	(24.1)	(44.2)	(22.6)	(1.5)	(1.5)	43.1歳
平成23年 総 数	561 (100.0)	- (-)	15 (2.7)	130 (23.2)	248 (44.2)	119 (21.2)	25 (4.5)	24 (4.3)	44.7歳
死 別	94 (100.0)	- (-)	- (-)	9 (9.6)	41 (43.6)	32 (34.0)	10 (10.6)	2 (2.1)	49.0歳
生 別	467 (100.0)	- (-)	15 (3.2)	121 (25.9)	207 (44.3)	87 (18.6)	15 (3.2)	22 (4.7)	43.8歳

(2) 末子の年齢

ア 調査時点における母子世帯の末子の平均年齢は 10.7 歳となっている。

イ 調査時点における父子世帯の末子の平均年齢は 12.3 歳となっている。

表 3-(2)-1 母子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(5.7)	(13.6)	(17.4)	(19.0)	(17.8)	(17.7)	(8.5)	(0.3)	10.5歳
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	129 (7.8)	187 (11.3)	235 (14.3)	285 (17.3)	320 (19.4)	316 (19.2)	143 (8.7)	33 (2.0)	10.7歳
死 別	123 (100.0)	1 (0.8)	6 (4.9)	11 (8.9)	17 (13.8)	26 (21.1)	29 (23.6)	24 (19.5)	9 (7.3)	13.4歳
生 別	1,525 (100.0)	128 (8.4)	181 (11.9)	224 (14.7)	268 (17.6)	294 (19.3)	287 (18.8)	119 (7.8)	24 (1.6)	10.5歳

表 3-(2)-2 父子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳	平均年齢
平成18年	(100.0)	(3.0)	(9.0)	(15.1)	(17.6)	(24.6)	(20.6)	(9.5)	(0.5)	11.5歳
平成23年 総 数	561 (100.0)	14 (2.5)	33 (5.9)	61 (10.9)	108 (19.3)	133 (23.7)	134 (23.9)	60 (10.7)	18 (3.2)	12.3歳
死 別	94 (100.0)	4 (4.3)	4 (4.3)	6 (6.4)	19 (20.2)	25 (26.6)	24 (25.5)	8 (8.5)	4 (4.3)	12.4歳
生 別	467 (100.0)	10 (2.1)	29 (6.2)	55 (11.8)	89 (19.1)	108 (23.1)	110 (23.6)	52 (11.1)	14 (3.0)	12.2歳

4 世帯の状況

(1) 世帯人員

ア 母子世帯の平均世帯人員は、 3.42 人（前回調査 3.30 人） となっている。

イ 父子世帯の平均世帯人員は、 3.77 人（前回調査 4.02 人） となっている。

表 4-(1)-1 母子世帯の世帯人員

	総 数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上	平 均 世帯人員
平成18年	(100.0)	(34.5)	(31.6)	(17.1)	(9.2)	(3.9)	(3.6)	3.30人
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	492 (29.9)	548 (33.3)	310 (18.8)	153 (9.3)	85 (5.2)	60 (3.6)	3.42人
死 別	123 (100.0)	33 (26.8)	41 (33.3)	32 (26.0)	11 (8.9)	4 (3.3)	2 (1.6)	3.34人
生 別	1,525 (100.0)	459 (30.1)	507 (33.2)	278 (18.2)	142 (9.3)	81 (5.3)	58 (3.8)	3.42人

注：「世帯人員」とは、本人と子、両親、兄弟姉妹、祖父母等を含めた人員。以下同じ。

表 4－(1)－2 父子世帯の世帯人員

	総 数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上	平 均 世帯人員
平成18年	(100.0)	(18.1)	(28.6)	(21.6)	(14.6)	(8.0)	(9.0)	4.02人
平成23年 総 数	561 (100.0)	115 (20.5)	160 (28.5)	126 (22.5)	93 (16.6)	45 (8.0)	22 (3.9)	3.77人
死 別	94 (100.0)	15 (16.0)	27 (28.7)	25 (26.6)	15 (16.0)	9 (9.6)	3 (3.2)	3.85人
生 別	467 (100.0)	100 (21.4)	133 (28.5)	101 (21.6)	78 (16.7)	36 (7.7)	19 (4.1)	3.76人

(2) 世帯構成

ア 子ども以外の同居者がいる母子世帯は 38.8 %となっており、「親と同居」が 28.5 %と最も多くなっている。

イ 子ども以外の同居者がいる父子世帯は 60.6 %となっており、「親と同居」が 50.3 %と最も多くなっている。

表 4－(2)－1 母子世帯の構成

	総 数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成18年	(100.0)	(67.5)	(32.5)	(28.2)	(9.2)	(3.4)	(4.2)
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	1,008 (61.2)	640 (38.8)	470 (28.5)	159 (9.6)	74 (4.5)	204 (12.4)
死 別	123 (100.0)	71 (57.7)	52 (42.3)	18 (14.6)	5 (4.1)	3 (2.4)	39 (31.7)
生 別	1,525 (100.0)	937 (61.4)	588 (38.6)	452 (29.6)	154 (10.1)	71 (4.7)	165 (10.8)

注：同居者の種別については複数回答。以下同じ。

表 4－(2)－2 父子世帯の構成

	総 数	父子のみ	同居者あり	同居者の種別（割合は総数との対比）			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成18年	(100.0)	(38.7)	(61.3)	(56.8)	(14.1)	(7.5)	(5.0)
平成23年 総 数	561 (100.0)	221 (39.4)	340 (60.6)	282 (50.3)	71 (12.7)	32 (5.7)	81 (14.4)
死 別	94 (100.0)	33 (35.1)	61 (64.9)	41 (43.6)	13 (13.8)	2 (2.1)	23 (24.5)
生 別	467 (100.0)	188 (40.3)	279 (59.7)	241 (51.6)	58 (12.4)	30 (6.4)	58 (12.4)

5 住居の状況

ア 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 29.8 %となっており、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 11.2 %となっている。

イ 父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は66.8 %となっており、「父本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 40.3 %となっている。

表 5－1 母子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家		借 家 等				
			うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年	(100.0)	(34.7)	(10.9)	(15.0)	(2.7)	(30.4)	(7.9)	(9.3)
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	491 (29.8)	185 (11.2)	299 (18.1)	42 (2.5)	537 (32.6)	181 (11.0)	98 (5.9)
死 別	123 (100.0)	76 (61.8)	54 (43.9)	15 (12.2)	2 (1.6)	21 (17.1)	5 (4.1)	4 (3.3)
生 別	1,525 (100.0)	415 (27.2)	131 (8.6)	284 (18.6)	40 (2.6)	516 (33.8)	176 (11.5)	94 (6.2)

表 5－2 父子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家		借 家 等				
			うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年	(100.0)	(58.3)	(*)	(6.5)	(1.5)	(11.1)	(18.1)	(4.5)
平成23年 総 数	561 (100.0)	375 (66.8)	226 (40.3)	27 (4.8)	7 (1.2)	85 (15.2)	44 (7.8)	23 (4.1)
死 別	94 (100.0)	69 (73.4)	52 (55.3)	5 (5.3)	1 (1.1)	9 (9.6)	5 (5.3)	5 (5.3)
生 別	467 (100.0)	306 (65.5)	174 (37.3)	22 (4.7)	6 (1.3)	76 (16.3)	39 (8.4)	18 (3.9)

6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

ア 母子世帯になる前に、母の 73.7 %が就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が 52.9 %と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が 29.5 %となっている。

イ 父子世帯になる前に、父の 95.7 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 73.6 %と最も多く、次いで「自営業」が 14.9 %となっている。

表 6－1 母子世帯になる前の母の就業状況

	総 数	就業して いた	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成18年	(100.0)	(69.3) (100.0)	(28.7)	(2.9)	(48.9)	(*)	(5.9)	(6.8)	(6.7)	(29.4)	(1.3)
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	1,215 (73.7) (100.0)	358 (29.5)	55 (4.5)	643 (52.9)	7 (0.6)	53 (4.4)	44 (3.6)	55 (4.5)	418 (25.4)	15 (0.9)
死 別	123 (100.0)	76 (61.8) (100.0)	23 (30.3)	1 (1.3)	39 (51.3)	2 (2.6)	5 (6.6)	4 (5.3)	2 (2.6)	45 (36.6)	2 (1.6)
生 別	1,525 (100.0)	1,139 (74.7) (100.0)	335 (29.4)	54 (4.7)	604 (53.0)	5 (0.4)	48 (4.2)	40 (3.5)	53 (4.7)	373 (24.5)	13 (0.9)

注：1)「正規の職員・従業員」とは、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「正規の職員・従業員」と呼ばれている一般職員や正社員などをいう。前回調査では、「常用雇用者」。

2)「派遣社員」は会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、労働者派遣事業者から派遣されている者をいう。前回調査では、労働者派遣事業者に限定した派遣社員としていない。

3)「パート・アルバイト等」とは、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「パート」、「アルバイト」などと呼ばれている者をいう。契約社員・嘱託なども含む。前回調査では、「臨時・パート」。

4)「会社などの役員」とは、会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・幹事などの役員の者をいう。

5)「自営業」とは、個人経営の商店・工場・農業などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者などをいう。前回調査では、「事業主」又は「自営業」。

6)「家族従業者」とは、農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族の者をいう。

7)「その他」は、上記のいずれにも該当しない場合をいう。

※ 用語の定義は以下同じ。

表6-2 母子世帯になる前の母の就業状況と母の最終学歴

	総 数	就業し ていた	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成23年 総 数	1,617 (100.0)	1,199 (74.1) (100.0)	352 (29.4)	52 (4.3)	638 (53.2)	7 (0.6)	52 (4.3)	44 (3.7)	54 (4.5)	408 (25.2)	10 (0.6)
中学校	215 (100.0)	153 (71.2) (100.0)	22 (14.4)	3 (2.0)	104 (68.0)	- (-)	6 (3.9)	2 (1.3)	16 (10.5)	60 (27.9)	2 (0.9)
高 校	776 (100.0)	571 (73.6) (100.0)	159 (27.8)	24 (4.2)	325 (56.9)	3 (0.5)	18 (3.2)	22 (3.9)	20 (3.5)	199 (25.6)	6 (0.8)
高等専門 学 校	68 (100.0)	50 (73.5) (100.0)	14 (28.0)	2 (4.0)	26 (52.0)	- (-)	5 (10.0)	1 (2.0)	2 (4.0)	18 (26.5)	- (-)
短 大	196 (100.0)	152 (77.6) (100.0)	45 (29.6)	8 (5.3)	76 (50.0)	2 (1.3)	8 (5.3)	9 (5.9)	4 (2.6)	43 (21.9)	1 (0.5)
大学・ 大学院	111 (100.0)	76 (68.5) (100.0)	37 (48.7)	6 (7.9)	24 (31.6)	- (-)	4 (5.3)	- (-)	5 (6.6)	34 (30.6)	1 (0.9)
専修学校・ 各種学校	226 (100.0)	178 (78.8) (100.0)	68 (38.2)	9 (5.1)	72 (40.4)	2 (1.1)	11 (6.2)	10 (5.6)	6 (3.4)	48 (21.2)	- (-)
その他	25 (100.0)	19 (76.0) (100.0)	7 (36.8)	- (-)	11 (57.9)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (5.3)	6 (24.0)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。最終学歴は調査時点による。

表6-3 父子世帯になる前の父の就業状況

	総 数	就業し ていた	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成18年	(100.0)	(98.0) (100.0)	(75.4)	(2.1)	(2.6)	(*)	(16.4)	(2.6)	(1.0)	(0.5)	(1.5)
平成23年 総 数	561 (100.0)	537 (95.7) (100.0)	395 (73.6)	6 (1.1)	24 (4.5)	9 (1.7)	80 (14.9)	10 (1.9)	13 (2.4)	16 (2.9)	8 (1.4)
死 別	94 (100.0)	89 (94.7) (100.0)	68 (76.4)	2 (2.2)	3 (3.4)	1 (1.1)	11 (12.4)	1 (1.1)	3 (3.4)	5 (5.3)	- (-)
生 別	467 (100.0)	448 (95.9) (100.0)	327 (73.0)	4 (0.9)	21 (4.7)	8 (1.8)	69 (15.4)	9 (2.0)	10 (2.2)	11 (2.4)	8 (1.7)

表6-4 父子世帯になる前の父の就業状況と父の最終学歴

	総 数	就業し ていた	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成23年 総 数	546 (100.0)	528 (96.7) (100.0)	391 (74.1)	5 (0.9)	24 (4.5)	9 (1.7)	77 (14.6)	10 (1.9)	12 (2.3)	15 (2.7)	3 (0.5)
中学校	84 (100.0)	77 (91.7) (100.0)	44 (57.1)	1 (1.3)	4 (5.2)	- (-)	23 (29.9)	3 (3.9)	2 (2.6)	5 (6.0)	2 (2.4)
高 校	282 (100.0)	276 (97.9) (100.0)	209 (75.7)	4 (1.4)	16 (5.8)	4 (1.4)	31 (11.2)	5 (1.8)	7 (2.5)	5 (1.8)	1 (0.4)
高等専門 学 校	25 (100.0)	25 (100.0)	15 (60.0)	- (-)	- (-)	1 (4.0)	7 (28.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	- (-)	- (-)
短 大	11 (100.0)	11 (100.0)	9 (81.8)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (18.2)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
大学・ 大学院	85 (100.0)	83 (97.6) (100.0)	68 (81.9)	- (-)	3 (3.6)	3 (3.6)	7 (8.4)	- (-)	2 (2.4)	2 (2.4)	- (-)
専修学校・ 各種学校	52 (100.0)	51 (98.1) (100.0)	42 (82.4)	- (-)	1 (2.0)	- (-)	7 (13.7)	1 (2.0)	- (-)	1 (1.9)	- (-)
その他	7 (100.0)	5 (71.4) (100.0)	4 (80.0)	- (-)	- (-)	1 (20.0)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (28.6)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。最終学歴は調査時点による。

7 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

ア 母子世帯の母の 80.6 %が就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が 47.4 %と最も多く、次いで「正規の職員・従業員」が 39.4 %となっており、前回調査と比べて「パート・アルバイト等」（前回調査では「臨時・パート」）の割合が 3.8% 増加し、「正規の職員・従業員」（前回調査では「常用雇用者」）が 3.1 %減少している。

イ 父子世帯の父の 91.3 %が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が 67.2 %、「自営業」が 15.6 %、「パート・アルバイト等」が 8.0 %となっている。

表 7－(1)－1 母子世帯の母の就業状況

	総 数	就業している	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他		
平成18年 総 数	(100.0)	(84.5) (100.0)	(42.5)	(5.1)	(43.6)	(*)	(4.0)	(1.2)	(3.5)	(14.6)	(0.9)
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	1,328 (80.6) (100.0)	523 (39.4)	63 (4.7)	629 (47.4)	8 (0.6)	35 (2.6)	21 (1.6)	49 (3.7)	248 (15.0)	72 (4.4)
死 別	123 (100.0)	90 (73.2) (100.0)	28 (31.1)	1 (1.1)	48 (53.3)	3 (3.3)	6 (6.7)	－ (-)	4 (4.4)	22 (17.9)	11 (8.9)
生 別	1,525 (100.0)	1,238 (81.2) (100.0)	495 (40.0)	62 (5.0)	581 (46.9)	5 (0.4)	29 (2.3)	21 (1.7)	45 (3.6)	226 (14.8)	61 (4.0)

表 7－（１）－ 2 母子世帯の母の就業状況と母の最終学歴

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成23年 総 数	1,617 (100.0)	1,312 (81.1) (100.0)	519 (39.6)	61 (4.6)	621 (47.3)	8 (0.6)	34 (2.6)	21 (1.6)	48 (3.7)	242 (15.0)	63 (3.9)
中学校	215 (100.0)	152 (70.7) (100.0)	30 (19.7)	7 (4.6)	101 (66.4)	1 (0.7)	1 (0.7)	3 (2.0)	9 (5.9)	52 (24.2)	11 (5.1)
高 校	776 (100.0)	636 (82.0) (100.0)	236 (37.1)	29 (4.6)	334 (52.5)	1 (0.2)	7 (1.1)	11 (1.7)	18 (2.8)	107 (13.8)	33 (4.3)
高等専門 学 校	68 (100.0)	56 (82.4) (100.0)	25 (44.6)	2 (3.6)	24 (42.9)	1 (1.8)	1 (1.8)	－ (－)	3 (5.4)	10 (14.7)	2 (2.9)
短 大	196 (100.0)	165 (84.2) (100.0)	74 (44.8)	11 (6.7)	62 (37.6)	3 (1.8)	5 (3.0)	2 (1.2)	8 (4.8)	23 (11.7)	8 (4.1)
大学・ 大学院	111 (100.0)	95 (85.6) (100.0)	50 (52.6)	3 (3.2)	24 (25.3)	2 (2.1)	11 (11.6)	1 (1.1)	4 (4.2)	13 (11.7)	3 (2.7)
専修学校・ 各種学校	226 (100.0)	190 (84.1) (100.0)	96 (50.5)	8 (4.2)	67 (35.3)	－ (－)	9 (4.7)	4 (2.1)	6 (3.2)	31 (13.7)	5 (2.2)
その他	25 (100.0)	18 (72.0) (100.0)	8 (44.4)	1 (5.6)	9 (50.0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	6 (24.0)	1 (4.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表7-(1)-3 父子世帯の父の就業状況

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成18年	(100.0)	(97.5)								(2.5)	(-)
平成23年 総 数	561 (100.0)	512 (91.3)	344 (72.2)	10 (2.6)	41 (3.6)	8 (*)	80 (16.5)	7 (3.1)	22 (2.1)	30 (5.3)	19 (3.4)
死 別	94 (100.0)	86 (91.5)	58 (67.2)	1 (2.0)	4 (8.0)	2 (1.6)	14 (15.6)	1 (1.4)	6 (4.3)	7 (7.4)	1 (1.1)
生 別	467 (100.0)	426 (91.2)	286 (67.4)	9 (1.2)	37 (4.7)	6 (2.3)	66 (16.3)	6 (1.2)	16 (7.0)	23 (4.9)	18 (3.9)

表7-(1)-4 父子世帯の父の就業状況と父の最終学歴

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成23年 総 数	546 (100.0)	504 (92.3)	341 (67.7)	9 (1.8)	41 (8.1)	8 (1.6)	76 (15.1)	7 (1.4)	22 (4.4)	29 (5.3)	13 (2.4)
中学校	84 (100.0)	72 (85.7)	35 (48.6)	3 (4.2)	10 (13.9)	- (-)	17 (23.6)	2 (2.8)	5 (6.9)	9 (10.7)	3 (3.6)
高 校	282 (100.0)	264 (93.6)	185 (70.1)	4 (1.5)	23 (8.7)	3 (1.1)	36 (13.6)	2 (0.8)	11 (4.2)	10 (3.5)	8 (2.8)
高等専門 学 校	25 (100.0)	22 (88.0)	10 (45.5)	- (-)	1 (4.5)	- (-)	7 (31.8)	1 (4.5)	3 (13.6)	3 (12.0)	- (-)
短 大	11 (100.0)	11 (100.0)	8 (72.7)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (18.2)	1 (9.1)	- (-)	- (-)	- (-)
大学・ 大学院	85 (100.0)	83 (97.6)	65 (78.3)	1 (1.2)	4 (4.8)	4 (4.8)	6 (7.2)	- (-)	3 (3.6)	2 (2.4)	- (-)
専修学校・ 各種学校	52 (100.0)	48 (92.3)	35 (72.9)	1 (2.1)	3 (6.3)	1 (2.1)	7 (14.6)	1 (2.1)	- (-)	3 (5.8)	1 (1.9)
その他	7 (100.0)	4 (57.1)	3 (75.0)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	2 (28.6)	1 (14.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(2) 仕事の内容の構成割合

ア 就業している母子世帯の母の従事している仕事の内容は、「サービス職業」が 23.0 %と最も多く、次いで「事務」、「専門的・技術的職業」、「販売」の順となっている。このうち、「正規の職員・従業員」では、「専門的・技術的職業」が 31.2 %と最も多く、一方、「パート・アルバイト等」では、「サービス職業」が 30.4 %と最も多くなっている。

イ 就業している父子世帯の父の従事している仕事の内容は、「専門的・技術的職業」が 22.1 %と最も多く、次いで「サービス職業」、「生産工程」、「建設・採掘」となっている。このうち、「正規の職員・従業員」では、「専門的・技術的職業」が 26.5 %と最も多くなっている。

表 7-(2)-1 就業している母の地位別仕事内容の構成割合

	総 数	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	管 理 的 職 業	事 務	販 売	農 林 漁 業	保 安 職 業	生 産 工 程
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	241 (18.1)	20 (1.5)	289 (21.8)	125 (9.4)	5 (0.4)	2 (0.2)	114 (8.6)
正規の職員 ・ 従業員	523 (100.0)	163 (31.2)	11 (2.1)	150 (28.7)	29 (5.5)	- (-)	- (-)	34 (6.5)
パ ー ト ・ アルバイト等	629 (100.0)	56 (8.9)	3 (0.5)	101 (16.1)	91 (14.5)	2 (0.3)	1 (0.2)	64 (10.2)

	輸 送 ・ 機 械 運 転	建 設 ・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等	サ ー ビ ス 職 業	そ の 他				不 詳
					在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成23年 総 数	6 (0.5)	2 (0.2)	54 (4.1)	306 (23.0)	3 (0.2)	20 (1.5)	84 (6.3)	14 (1.1)	43 (3.2)
正規の職員 ・ 従業員	3 (0.6)	2 (0.4)	5 (1.0)	87 (16.6)	- (-)	- (-)	28 (5.4)	2 (0.4)	9 (1.7)
パ ー ト ・ アルバイト等	3 (0.5)	- (-)	39 (6.2)	191 (30.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	44 (7.0)	10 (1.6)	22 (3.5)

表7-(2)-2 就業している母の地位別仕事内容と母の最終学歴の構成割合

	総 数	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	管 理 的 管 職	事 務	販 売	農 林 漁 業	保 安 職 業	生 産 工 程
平成23年 総 数	1,312 (100.0)	241 (18.4)	20 (1.5)	285 (21.7)	123 (9.4)	5 (0.4)	2 (0.2)	113 (8.6)
中 学 校	152 (100.0)	9 (5.9)	3 (2.0)	12 (7.9)	15 (9.9)	- (-)	- (-)	17 (11.2)
高 校	636 (100.0)	59 (9.3)	7 (1.1)	141 (22.2)	75 (11.8)	4 (0.6)	2 (0.3)	73 (11.5)
高 等 専 門 学 校	56 (100.0)	24 (42.9)	3 (5.4)	5 (8.9)	4 (7.1)	- (-)	- (-)	2 (3.6)
短 大	165 (100.0)	42 (25.5)	3 (1.8)	62 (37.6)	10 (6.1)	- (-)	- (-)	8 (4.8)
大 学 ・ 大 学 院	95 (100.0)	35 (36.8)	1 (1.1)	28 (29.5)	4 (4.2)	1 (1.1)	- (-)	2 (2.1)
専修学校・ 各 種 学 校	190 (100.0)	69 (36.3)	3 (1.6)	34 (17.9)	15 (7.9)	- (-)	- (-)	10 (5.3)
そ の 他	18 (100.0)	3 (16.7)	- (-)	3 (16.7)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (5.6)

	輸 送 ・ 機 械 運 転	建 設 ・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃 包 装 等	サ ー ビ ス 職 業	そ の 他				不 詳
					在 宅 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成23年 総 数	6 (0.5)	2 (0.2)	53 (4.0)	303 (23.1)	3 (0.2)	20 (1.5)	82 (6.3)	13 (1.0)	41 (3.1)
中 学 校	2 (1.3)	1 (0.7)	12 (7.9)	42 (27.6)	1 (0.7)	1 (0.7)	21 (13.8)	3 (2.0)	13 (8.6)
高 校	3 (0.5)	1 (0.2)	34 (5.3)	164 (25.8)	2 (0.3)	5 (0.8)	38 (6.0)	7 (1.1)	21 (3.3)
高 等 専 門 学 校	- (-)	- (-)	2 (3.6)	12 (21.4)	- (-)	1 (1.8)	3 (5.4)	- (-)	- (-)
短 大	- (-)	- (-)	2 (1.2)	22 (13.3)	- (-)	5 (3.0)	6 (3.6)	1 (0.6)	4 (2.4)
大 学 ・ 大 学 院	- (-)	- (-)	1 (1.1)	11 (11.6)	- (-)	6 (6.3)	5 (5.3)	1 (1.1)	- (-)
専修学校・ 各 種 学 校	1 (0.5)	- (-)	2 (1.1)	44 (23.2)	- (-)	2 (1.1)	6 (3.2)	1 (0.5)	3 (1.6)
そ の 他	- (-)	- (-)	- (-)	8 (44.4)	- (-)	- (-)	3 (16.7)	- (-)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 7－(2)－3 就業している父の地位別仕事内容の構成割合

	総 数	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	管 理 的 職 業	事 務	販 売	農 林 漁 業	保 安 職 業	生 産 工 程
平成23年 総 数	512 (100.0)	113 (22.1)	36 (7.0)	29 (5.7)	25 (4.9)	20 (3.9)	8 (1.6)	53 (10.4)
正規の職員 ・ 従 業 員	344 (100.0)	91 (26.5)	29 (8.4)	29 (8.4)	19 (5.5)	1 (0.3)	4 (1.2)	45 (13.1)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	41 (100.0)	1 (2.4)	1 (2.4)	－ (ー)	3 (7.3)	4 (9.8)	2 (4.9)	5 (12.2)

	輸 送 ・ 機 械 運 転	建 設 ・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃 包 装 等	サ ー ビ ス 職 業	そ の 他				不 詳
					在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成23年 総 数	46 (9.0)	51 (10.0)	26 (5.1)	55 (10.7)	－ (ー)	22 (4.3)	15 (2.9)	5 (1.0)	8 (1.6)
正規の職員 ・ 従 業 員	40 (11.6)	28 (8.1)	17 (4.9)	34 (9.9)	－ (ー)	－ (ー)	3 (0.9)	－ (ー)	4 (1.2)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	1 (2.4)	4 (9.8)	3 (7.3)	12 (29.3)	－ (ー)	－ (ー)	3 (7.3)	2 (4.9)	－ (ー)

表7-(2)-4 就業している父の地位別仕事内容と父の最終学歴の構成割合

	総 数	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	管 理 的 職 業	事 務	販 売	農 林 漁 業	保 安 職 業	生 産 工 程
平成23年 総 数	504 (100.0)	112 (22.2)	36 (7.1)	29 (5.8)	25 (5.0)	19 (3.8)	8 (1.6)	52 (10.3)
中 学 校	72 (100.0)	5 (6.9)	3 (4.2)	- (-)	3 (4.2)	3 (4.2)	2 (2.8)	3 (4.2)
高 校	264 (100.0)	50 (18.9)	18 (6.8)	13 (4.9)	9 (3.4)	12 (4.5)	6 (2.3)	38 (14.4)
高 等 専 門 学 校	22 (100.0)	6 (27.3)	1 (4.5)	1 (4.5)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (4.5)
短 大	11 (100.0)	2 (18.2)	- (-)	2 (18.2)	1 (9.1)	2 (18.2)	- (-)	- (-)
大 学 ・ 大 学 院	83 (100.0)	27 (32.5)	10 (12.0)	11 (13.3)	8 (9.6)	- (-)	- (-)	5 (6.0)
専修学校・ 各 種 学 校	48 (100.0)	22 (45.8)	3 (6.3)	1 (2.1)	4 (8.3)	2 (4.2)	- (-)	5 (10.4)
そ の 他	4 (100.0)	- (-)	1 (25.0)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

	輸 送 ・ 機 械 転 運	建 設 ・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃 包 装 等	サ ー ビ ス 職 業	そ の 他				不 詳
					在 宅 就 業 者	個 人 事 業 主	そ の 他	不 詳	
平成23年 総 数	45 (8.9)	48 (9.5)	26 (5.2)	54 (10.7)	- (-)	22 (4.4)	15 (3.0)	5 (1.0)	8 (1.6)
中 学 校	10 (13.9)	20 (27.8)	5 (6.9)	8 (11.1)	- (-)	2 (2.8)	3 (4.2)	2 (2.8)	3 (4.2)
高 校	29 (11.0)	18 (6.8)	17 (6.4)	27 (10.2)	- (-)	13 (4.9)	8 (3.0)	3 (1.1)	3 (1.1)
高 等 専 門 学 校	2 (9.1)	4 (18.2)	1 (4.5)	3 (13.6)	- (-)	2 (9.1)	1 (4.5)	- (-)	- (-)
短 大	2 (18.2)	1 (9.1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (9.1)
大 学 ・ 大 学 院	2 (2.4)	2 (2.4)	1 (1.2)	11 (13.3)	- (-)	2 (2.4)	3 (3.6)	- (-)	1 (1.2)
専修学校・ 各 種 学 校	- (-)	2 (4.2)	2 (4.2)	4 (8.3)	- (-)	3 (6.3)	- (-)	- (-)	- (-)
そ の 他	- (-)	1 (25.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(3) 末子の年齢階級の構成割合

母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「正規の職員・従業員」の割合が増加し、「パート・アルバイト等」の割合が減少する傾向が見られる。

表7-(3)-1 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総 数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	87 (100.0)	150 (100.0)	188 (100.0)	236 (100.0)	267 (100.0)	267 (100.0)	117 (100.0)	16 (100.0)
正規の職員 ・ 従業員	523 (39.4)	22 (25.3)	33 (22.0)	73 (38.8)	101 (42.8)	110 (41.2)	128 (47.9)	51 (43.6)	5 (31.3)
パ ー ト ・ アルバイト等	629 (47.4)	58 (66.7)	98 (65.3)	80 (42.6)	106 (44.9)	126 (47.2)	109 (40.8)	46 (39.3)	6 (37.5)

表7-(3)-2 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総 数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳
平成23年 総 数	512 (100.0)	12 (100.0)	32 (100.0)	56 (100.0)	103 (100.0)	124 (100.0)	120 (100.0)	55 (100.0)	10 (100.0)
正規の職員 ・ 従業員	344 (67.2)	7 (58.3)	22 (68.8)	41 (73.2)	74 (71.8)	85 (68.5)	76 (63.3)	35 (63.6)	4 (40.0)
パ ー ト ・ アルバイト等	41 (8.0)	2 (16.7)	4 (12.5)	5 (8.9)	6 (5.8)	9 (7.3)	9 (7.5)	5 (9.1)	1 (10.0)

8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況

母子世帯になる前に不就業であった母のうち、69.1 %が現在就業しており、このうち「パート・アルバイト等」が57.4 %と最も多くなっている。前回調査と比較して、「就業している」が、6.5 %減少。また、「パート・アルバイト等」の割合が5.8 %増加し、「正規の職員・従業員」の割合が6.6 %減少している。

表8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パ ー ト ・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成18年	(100.0)	(75.6) (100.0)	(37.7)	(3.9)	(51.6)	(*)	(2.1)	(0.6)	(4.2)	(23.8)	(0.7)
平成23年 総 数	418 (100.0)	289 (69.1) (100.0)	90 (31.1)	11 (3.8)	166 (57.4)	1 (0.3)	6 (2.1)	6 (2.1)	9 (3.1)	106 (25.4)	23 (5.5)

9 副業の状況

ア 現在、就業している母子世帯の母で、副業していると回答があった割合は 6.9 %となっており、副業収入の状況は、「50万円未満」が 67.0 %と最も多くなっている。

イ 現在、就業している父子世帯の父で、副業していると回答があった割合は 6.3 %となっており、副業収入の状況は、「50万円未満」が 37.9 %と最も多くなっている。

表 9－1 母の副業の状況

	総 数	副業して いない	副業している						
				専 門 的 ・ 技術的職業	管理的職業	事 務	販 売	農林漁業	保安職業
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	1,237 (93.1)	91 (6.9) (100.0)	8 (8.8)	1 (1.1)	4 (4.4)	8 (8.8)	1 (1.1)	- (-)

生産工程	輸 送 ・ 機械運転	建設・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃・包装等	サービス 職 業	そ の 他			
					在 宅 就業者	個 人 事業主	その他	不詳
4 (4.4)	- (-)	- (-)	8 (8.8)	39 (42.9)	3 (3.3)	1 (1.1)	13 (14.3)	1 (1.1)

注：現在、就業している者に限る。

表 9－2 父の副業の状況

	総 数	副業して いない	副業している						
				専 門 的 ・ 技術的職業	管理的職業	事 務	販 売	農林漁業	保安職業
平成23年 総 数	512 (100.0)	480 (93.8)	32 (6.3) (100.0)	2 (6.3)	- (-)	- (-)	2 (6.3)	6 (18.8)	- (-)

生産工程	輸 送 ・ 機械運転	建設・ 採 掘	運 搬 ・ 清 掃・包装等	サービス 職 業	そ の 他			
					在 宅 就業者	個 人 事業主	その他	不詳
- (-)	- (-)	4 (12.5)	6 (18.8)	4 (12.5)	1 (3.1)	1 (3.1)	5 (15.6)	1 (3.1)

注：現在、就業している者に限る。

表 9－3 母子世帯の母の副業収入の構成割合

	総 数	50万円 未満	50～100 万円未満	100～150 万円未満	150～200 万円未満	200万円 以上	平均年間 副業収入
平成23年	88 (100.0)	59 (67.0)	23 (26.1)	4 (4.5)	1 (1.1)	1 (1.1)	42万円

注：不詳を除いた値である。

表 9－4 父子世帯の父の副業収入の構成割合

	総 数	50万円 未満	50～100 万円未満	100～150 万円未満	150～200 万円未満	200万円 以上	平均年間 副業収入
平成23年	29 (100.0)	11 (37.9)	6 (20.7)	3 (10.3)	1 (3.4)	8 (27.6)	135万円

注：不詳を除いた値である。

10 母子世帯の母の現在有している主な資格

(1) 資格の有無等

現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は 55.7 %（前回調査 56.9 %）となっている。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、60.7 %と、前回調査と比べ、15.9 %減少している。

表 10－(1)－1 資格の有無等

	資格あり	資格なし	不詳
平成18年	(56.9)	(41.7)	(1.4)
平成23年	740 (55.7)	588 (44.3)	－ (－)

表 10－(1)－2 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成18年	(76.6)	(23.4)
平成23年	(60.7)	(39.3)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

(2) 資格の種類

資格の種類別にみたところ、「役に立っている」と回答があった資格は、「作業療法士」が 100.0 %と最も高く、次いで「准看護師」が 96.4 %、「介護福祉士」が 95.8 %、「看護師」が 87.8 %の順となっている。

表 10-(2) 資格の有無等 (資格の種類別)

	資格あり			
		資格が役立っている	資格が役立っていない	不 詳
簿 記	203 (15.3)	(44.8)	(53.7)	(1.5)
ホームヘルパー	172 (13.0)	(63.4)	(33.7)	(2.9)
教 員	49 (3.7)	(61.2)	(36.7)	(2.0)
看 護 師	49 (3.7)	(87.8)	(4.1)	(8.2)
准 看 護 師	28 (2.1)	(96.4)	(-)	(3.6)
調 理 師	37 (2.8)	(59.5)	(37.8)	(2.7)
理 ・ 美 容 師	31 (2.3)	(54.8)	(45.2)	(-)
パ ソ コ ン	106 (8.0)	(56.6)	(41.5)	(1.9)
外 国 語	35 (2.6)	(45.7)	(54.3)	(-)
栄 養 士	19 (1.4)	(52.6)	(47.4)	(-)
介 護 福 祉 士	72 (5.4)	(95.8)	(2.8)	(1.4)
保 育 士	48 (3.6)	(75.0)	(25.0)	(-)
理 学 療 法 士	- (-)	(-)	(-)	(-)
作 業 療 法 士	2 (0.2)	(100.0)	(-)	(-)
大型・第二種自動車免許	29 (2.2)	(44.8)	(55.2)	(-)
医 療 事 務	70 (5.3)	(48.6)	(47.1)	(4.3)
行 政 書 士	- (-)	(-)	(-)	(-)
そ の 他	189 (14.2)	(58.2)	(39.7)	(2.1)

注：1) 資格の種類については複数回答

2) 資格ありの下段の割合は、現在就業している母子世帯の母のうち、各資格を有している母の割合である。

1 1 ひとり親世帯の親の勤務先事業所の規模

ア 母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、「6～29人」が最も多く、300人未満の規模が全体の62.7%となっている。

イ 父子世帯の父が現在就業している事業所の規模としては、「1～5人」、「6～29人」が最も多く、300人未満の規模が全体の69.3%となっている。

表 1 1－1 母子世帯の勤務先の事業所の規模

	総 数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不 詳
平成18年	(100.0)	(12.9)	(20.1)	(16.7)	(15.4)	(12.3)	(15.3)	(3.1)	(4.1)
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	145 (10.9)	255 (19.2)	227 (17.1)	206 (15.5)	166 (12.5)	233 (17.5)	39 (2.9)	57 (4.3)

表 1 1－2 父子世帯の勤務先の事業所の規模

	総 数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不 詳
平成18年	(100.0)	(20.1)	(23.7)	(11.3)	(12.4)	(9.8)	(18.6)	(3.1)	(1.0)
平成23年 総 数	512 (100.0)	105 (20.5)	105 (20.5)	91 (17.8)	54 (10.5)	48 (9.4)	80 (15.6)	22 (4.3)	7 (1.4)

12 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では「午後6～8時」に帰宅する者が39.8%、父子世帯の父では「午後6～8時」が47.3%となっており、それぞれ最も多くなっている。

表12-1 就業者の帰宅時間

	総 数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
母子世帯	平成18年 (100.0)	(37.3)	(37.9)	(5.5)	(2.7)	(3.7)	(11.9)	(1.0)
	平成23年 1,328 (100.0)	476 (35.8)	528 (39.8)	81 (6.1)	23 (1.7)	42 (3.2)	158 (11.9)	20 (1.5)
父子世帯	平成18年 (100.0)	(20.1)	(40.7)	(14.9)	(6.7)		(14.9)	(2.6)
	平成23年 512 (100.0)	92 (18.0)	242 (47.3)	80 (15.6)	21 (4.1)	23 (4.5)	46 (9.0)	8 (1.6)

(2) 就業上の地位別の構成割合

ア 就業している母のうち「パート・アルバイト等」の帰宅時間は「午後6時以前」が49.0%と最も多くなっている。

イ また、「正規の職員・従業員」の帰宅時間は母子世帯、父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表12-2-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総 数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
平成18年	(100.0)	(37.3)	(37.9)	(5.5)	(2.7)	(3.7)	(11.9)	(1.0)
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	476 (35.8)	528 (39.8)	81 (6.1)	23 (1.7)	42 (3.2)	158 (11.9)	20 (1.5)
正規の職員 ・ 従業員	523 (100.0)	112 (21.4)	263 (50.3)	38 (7.3)	6 (1.1)	4 (0.8)	98 (18.7)	2 (0.4)
パ ー ト ・ アルバイト等	629 (100.0)	308 (49.0)	202 (32.1)	28 (4.5)	8 (1.3)	26 (4.1)	50 (7.9)	7 (1.1)

表12-2-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

	総 数	午後6時 以前	午後6 ～8時	午後8 ～10時	午後10 ～12時	深夜・早朝	一定でない	不 詳
平成18年	(100.0)	(20.1)	(40.7)	(14.9)	(6.7)		(14.9)	(2.6)
平成23年 総 数	512 (100.0)	92 (18.0)	242 (47.3)	80 (15.6)	21 (4.1)	23 (4.5)	46 (9.0)	8 (1.6)
正規の職員 ・ 従業員	344 (100.0)	49 (14.2)	170 (49.4)	67 (19.5)	12 (3.5)	12 (3.5)	32 (9.3)	2 (0.6)
パ ー ト ・ アルバイト等	41 (100.0)	12 (29.3)	13 (31.7)	2 (4.9)	3 (7.3)	5 (12.2)	6 (14.6)	- (-)

1 3 ひとり親世帯になったことを契機とした転職

ア 母子世帯になる前に就業していた者のうち、母子世帯になったことを契機に転職をした者が 47.7 % となっている。なお、仕事を変えた理由として、「収入がよくない」が 36.7 % と最も多くなっている。

イ 父子世帯になる前に就業していた者のうち、父子世帯になったことを契機に転職をした者が 24.0 % となっている。なお、仕事を変えた理由として、「その他」を除き、「労働時間があわない」が 20.9 % と多くなっている。

表 1 3 - 1 母子世帯になったことを契機とした母の転職の有無

総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成23年 1,215 (100.0)	580 (47.7)	558 (45.9)	77 (6.3)

表 1 3 - 2 父子世帯になったことを契機とした父の転職の有無

総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成23年 537 (100.0)	129 (24.0)	376 (70.0)	32 (6.0)

表 1 3 - 3 母が仕事を変えた理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成23年 580 (100.0)	213 (36.7)	62 (10.7)	29 (5.0)	10 (1.7)	6 (1.0)	64 (11.0)

社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他
17 (2.9)	6 (1.0)	18 (3.1)	8 (1.4)	43 (7.4)	104 (17.9)

表 1 3 - 4 父が仕事を変えた理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	職場環境になじめない	労働時間があわない
平成23年 129 (100.0)	25 (19.4)	5 (3.9)	6 (4.7)	2 (1.6)	5 (3.9)	27 (20.9)

社会保険がない又は不十分	休みが少ない	身分が安定していない	経験や能力が発揮できない	自営業等で就業していたが離婚したため	その他
1 (0.8)	6 (4.7)	3 (2.3)	2 (1.6)	8 (6.2)	39 (30.2)

1 4 ひとり親世帯の親の転職希望

ア 母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 64.7 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 31.9 %となっている。一方、父子世帯の父で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 73.0 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 24.2 %となっている。

イ 母子世帯の母で、「仕事を变えたい」と最も多い割合で回答した者の従業上の地位は「派遣社員」であり、44.4 %となっている。一方、父子世帯の父では、「その他」を除き「パート・アルバイト等」で 43.9 %となっている。

ウ また、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、仕事を变えたい理由は、「収入がよくない」が最も多い。

表 1 4 - 1 母の転職希望の有無

総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成18年 (100.0)	(62.6)	(33.8)	(0.7)	(3.0)
平成23年 1,328 (100.0)	859 (64.7)	424 (31.9)	15 (1.1)	30 (2.3)

表 1 4 - 2 父の転職希望の有無

総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成18年 (100.0)	(77.8)	(21.6)	(-)	(0.5)
平成23年 512 (100.0)	374 (73.0)	124 (24.2)	5 (1.0)	9 (1.8)

表 1 4 - 3 母の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総 数	正規の職員 ・ 従 業 員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従事者	その他
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	523 (100.0)	63 (100.0)	629 (100.0)	8 (100.0)	35 (100.0)	21 (100.0)	49 (100.0)
仕事を続けたい	859 (64.7)	391 (74.8)	32 (50.8)	363 (57.7)	6 (75.0)	29 (82.9)	15 (71.4)	23 (46.9)
仕事を变えたい	424 (31.9)	119 (22.8)	28 (44.4)	250 (39.7)	2 (25.0)	5 (14.3)	4 (19.0)	16 (32.7)
仕事をやめたい	15 (1.1)	6 (1.1)	2 (3.2)	6 (1.0)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (2.0)
不 詳	30 (2.3)	7 (1.3)	1 (1.6)	10 (1.6)	- (-)	1 (2.9)	2 (9.5)	9 (18.4)

注：転職希望の有無は、雇用形態についての転職希望ではなく、雇用形態についての主な仕事について転職希望があるか否かである。

表 1 4 - 4 父の転職希望の有無（従業上の地位別）

	総 数	正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役 員	自営業	家 族 従事者	その他
平成23年 総 数	512 (100.0)	344 (100.0)	10 (100.0)	41 (100.0)	8 (100.0)	80 (100.0)	7 (100.0)	22 (100.0)
仕事を続けたい	374 (73.0)	261 (75.9)	6 (60.0)	21 (51.2)	8 (100.0)	63 (78.8)	6 (85.7)	9 (40.9)
仕事を变えたい	124 (24.2)	77 (22.4)	4 (40.0)	18 (43.9)	- (-)	13 (16.3)	1 (14.3)	11 (50.0)
仕事をやめたい	5 (1.0)	3 (0.9)	- (-)	1 (2.4)	- (-)	1 (1.3)	- (-)	- (-)
不 詳	9 (1.8)	3 (0.9)	- (-)	1 (2.4)	- (-)	3 (3.8)	- (-)	2 (9.1)

注：転職希望の有無は、雇用形態についての転職希望ではなく、雇用形態においての主な仕事について転職希望があるか否かである。

表 1 4 - 5 母の転職希望の有無（年齢階級別）

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳
平成23年 総 数	1,328 (100.0)	5 (100.0)	127 (100.0)	477 (100.0)	569 (100.0)	109 (100.0)	4 (100.0)	37 (100.0)
仕事を続けたい	859 (64.7)	4 (80.0)	69 (54.3)	295 (61.8)	387 (68.0)	77 (70.6)	3 (75.0)	24 (64.9)
仕事を变えたい	424 (31.9)	1 (20.0)	51 (40.2)	165 (34.6)	169 (29.7)	27 (24.8)	1 (25.0)	10 (27.0)
仕事をやめたい	15 (1.1)	- (-)	2 (1.6)	7 (1.5)	3 (0.5)	2 (1.8)	- (-)	1 (2.7)
不 詳	30 (2.3)	- (-)	5 (3.9)	10 (2.1)	10 (1.8)	3 (2.8)	- (-)	2 (5.4)

表 1 4 - 6 父の転職希望の有無（年齢階級別）

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳
平成23年 総 数	512 (100.0)	- (-)	14 (100.0)	123 (100.0)	230 (100.0)	109 (100.0)	20 (100.0)	16 (100.0)
仕事を続けたい	374 (73.0)	- (-)	13 (92.9)	90 (73.2)	160 (69.6)	85 (78.0)	14 (70.0)	12 (75.0)
仕事を变えたい	124 (24.2)	- (-)	1 (7.1)	30 (24.4)	67 (29.1)	19 (17.4)	4 (20.0)	3 (18.8)
仕事をやめたい	5 (1.0)	- (-)	- (-)	2 (1.6)	- (-)	1 (0.9)	1 (5.0)	1 (6.3)
不 詳	9 (1.8)	- (-)	- (-)	1 (0.8)	3 (1.3)	4 (3.7)	1 (5.0)	- (-)

表 1 4 - 7 母の仕事を変えたい理由

総 数	収入がよくな い	勤め先が自宅 から遠い	健康がすぐれ ない	仕事の内容が よくない	職場環境にな じめない	労働時間があ わない
平成23年 424 (100.0)	223 (52.6)	16 (3.8)	21 (5.0)	13 (3.1)	10 (2.4)	28 (6.6)

社会保険がな い又は不十分	休みが少ない	身分が安定し ていない	経験や能力が 発揮できない	降 格	その他
24 (5.7)	9 (2.1)	30 (7.1)	7 (1.7)	1 (0.2)	42 (9.9)

表 1 4 - 8 父の仕事を変えたい理由

総 数	収入がよくな い	勤め先が自宅 から遠い	健康がすぐれ ない	仕事の内容が よくない	職場環境にな じめない	労働時間があ わない
平成23年 124 (100.0)	59 (47.6)	6 (4.8)	5 (4.0)	4 (3.2)	5 (4.0)	9 (7.3)

社会保険がな い又は不十分	休みが少ない	身分が安定し ていない	経験や能力が 発揮できない	降 格	その他
3 (2.4)	10 (8.1)	5 (4.0)	2 (1.6)	- (-)	16 (12.9)

1 5 ひとり親世帯の親で就業していない者の就業希望等

ア 母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、88.7 %となっている。

イ 父子世帯の父で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、76.7 %となっている。

ウ また、就業希望を持っている者のうち、就職していない（できない）理由として、「求職中」が母子世帯、父子世帯ともに最も多くなっている。

表 1 5 - 1 不就業中の母の就職希望の有無

総 数	就職したい	就職は考えていない	不 詳
平成18年 (100.0)	(78.7)	(18.1)	(3.2)
平成23年 248 (100.0)	220 (88.7)	26 (10.5)	2 (0.8)

表 1 5 - 2 不就業中の父の就職希望の有無

総 数	就職したい	就職は考えていない	不 詳
平成18年 (100.0)	(80.0)	(20.0)	(-)
平成23年 30 (100.0)	23 (76.7)	6 (20.0)	1 (3.3)

表 1 5 - 3 不就業中で就職したい母について、就職していない（できない）理由

総 数	求職中	時間について条件の合う仕事がない	収入面で条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	そ の 他	不 詳
平成18年 (100.0)	(33.3)	(5.7)	(2.3)	(5.7)	(12.6)	(25.9)	(4.0)	(8.0)	(2.3)
平成23年 220 (100.0)	84 (38.2)	9 (4.1)	1 (0.5)	7 (3.2)	22 (10.0)	59 (26.8)	19 (8.6)	18 (8.2)	1 (0.5)

表 1 5 - 4 不就業中で就職したい父について、就職していない（できない）理由

総 数	求職中	時間について条件の合う仕事がない	収入面で条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	そ の 他	不 詳
平成18年 (100.0)	(50.0)	(-)	(-)	(*)	(-)	(25.0)	(-)	(25.0)	(-)
平成23年 23 (100.0)	9 (39.1)	1 (4.3)	- (-)	3 (13.0)	- (-)	7 (30.4)	- (-)	2 (8.7)	1 (4.3)

1 6 ひとり親世帯の平成 22 年の年間収入

(1) 平均年間収入等

- ア 母子世帯の母自身の平成 22 年の平均年間収入は 223 万円、母自身の平均年間就労収入は 181 万円（前回調査 171 万円）、母子世帯の平均年間収入（平均世帯人員 3.42 人）は 291 万円となっている。
- イ 父子世帯の父自身の平成 22 年の平均年間収入は 380 万円、父自身の平均年間就労収入は 360 万円（前回調査 398 万円）、父子世帯の平均年間収入（平均世帯人員 3.77 人）は 455 万円となっている。

表 1 6 - (1) - 1 平成 22 年の母子世帯の年間収入状況

		平成17年の収入	平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		3.30人	-	3.42人
平均収入		213万円	223万円	291万円
		就労収入	171万円	181万円
年間 収入 分布 の 代表 値	第Ⅰ4分位	118万円	120万円	150万円
		就労収入	81万円	90万円
	第Ⅱ4分位（中央値）	187万円	200万円	240万円
		就労収入	140万円	150万円
	第Ⅲ4分位	270万円	280万円	350万円
		就労収入	221万円	234万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		65万円	-	85万円

注：1) 「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

2) 「自身の収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入である。

3) 「世帯の収入」とは、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入である。

4) 平成 17 年の平均収入は同居親族を含めた世帯全員の収入、就労収入は母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入となっている。

5) 前回調査は収入金額を選択する方法により、今回調査は収入金額を記入する方法により行った。

※ 用語の定義は以下同じ。

表 1 6 - (1) - 2 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成18年	(100.0)	(31.2)	(39.1)	(17.7)	(5.9)	(6.1)	171万円
平成23年 総 数	1,418 (100.0)	405 (28.6)	502 (35.4)	291 (20.5)	123 (8.7)	97 (6.8)	181万円
死 別	110 (100.0)	37 (33.6)	34 (30.9)	19 (17.3)	8 (7.3)	12 (10.9)	256万円
生 別	1,308 (100.0)	368 (28.1)	468 (35.8)	272 (20.8)	115 (8.8)	85 (6.5)	175万円
離 婚	1,153 (100.0)	301 (26.1)	429 (37.2)	245 (21.2)	105 (9.1)	73 (6.3)	176万円
未 婚	111 (100.0)	50 (45.0)	30 (27.0)	17 (15.3)	5 (4.5)	9 (8.1)	160万円
その他	44 (100.0)	17 (38.6)	9 (20.5)	10 (22.7)	5 (11.4)	3 (6.8)	164万円

注：1) 「平均年間就労収入」とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の平成 22 年の年間就労収入である。

2) 不詳を除いた値である。

※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。

表 1 6 - (1) - 3 母子世帯の世帯の年間収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成18年	(100.0)	(18.9)	(36.3)	(26.2)	(9.4)	(9.1)	213万円
平成23年 総 数	1,418 (100.0)	153 (10.8)	374 (26.4)	382 (26.9)	218 (15.4)	291 (20.5)	291万円
死 別	110 (100.0)	11 (10.0)	20 (18.2)	16 (14.5)	23 (20.9)	40 (36.4)	451万円
生 別	1,308 (100.0)	142 (10.9)	354 (27.1)	366 (28.0)	195 (14.9)	251 (19.2)	278万円
離 婚	1,153 (100.0)	112 (9.7)	320 (27.8)	331 (28.7)	174 (15.1)	216 (18.7)	276万円
未 婚	111 (100.0)	19 (17.1)	29 (26.1)	24 (21.6)	11 (9.9)	28 (25.2)	306万円
その他	44 (100.0)	11 (25.0)	5 (11.4)	11 (25.0)	10 (22.7)	7 (15.9)	248万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (1) - 4 平成 22 年の父子世帯の年間収入状況

		平成17年の収入	平成22年の収入 (自身の収入)	平成22年の収入 (世帯の収入)
平均世帯人員		4.02人	-	3.77人
平均収入		421万円	380万円	455万円
		就労収入	398万円	360万円
年間収入 分布の 代表値	第Ⅰ4分位	274万円	220万円	250万円
	就労収入	253万円	200万円	-
	第Ⅱ4分位(中央値)	391万円	323万円	390万円
	就労収入	366万円	300万円	-
	第Ⅲ4分位	564万円	500万円	600万円
	就労収入	524万円	500万円	-
世帯人員1人当たり平均収入金額		105万円	-	121万円

表 1 6 - (1) - 5 父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成18年	(100.0)	(4.3)	(11.8)	(21.1)	(17.4)	(45.3)	398万円
平成23年 総 数	517 (100.0)	49 (9.5)	65 (12.6)	111 (21.5)	97 (18.8)	195 (37.7)	360万円
死 別	91 (100.0)	11 (12.1)	7 (7.7)	15 (16.5)	14 (15.4)	44 (48.4)	444万円
生 別	426 (100.0)	38 (8.9)	58 (13.6)	96 (22.5)	83 (19.5)	151 (35.4)	342万円
離 婚	385 (100.0)	34 (8.8)	52 (13.5)	80 (20.8)	78 (20.3)	141 (36.6)	347万円
未 婚	7 (100.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	- (-)	225万円
その他	34 (100.0)	3 (8.8)	5 (14.7)	14 (41.2)	2 (5.9)	10 (29.4)	308万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (1) - 6 父子世帯の世帯の年間収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成18年	(100.0)	(4.3)	(10.2)	(15.5)	(20.9)	(49.2)	421万円
平成23年 総 数	517 (100.0)	16 (3.1)	46 (8.9)	98 (19.0)	100 (19.3)	257 (49.7)	455万円
死 別	91 (100.0)	3 (3.3)	6 (6.6)	13 (14.3)	16 (17.6)	53 (58.2)	568万円
生 別	426 (100.0)	13 (3.1)	40 (9.4)	85 (20.0)	84 (19.7)	204 (47.9)	431万円
離 婚	385 (100.0)	13 (3.4)	33 (8.6)	74 (19.2)	78 (20.3)	187 (48.6)	435万円
未 婚	7 (100.0)	- (-)	- (-)	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	365万円
その他	34 (100.0)	- (-)	7 (20.6)	8 (23.5)	4 (11.8)	15 (44.1)	392万円

注：不詳を除いた値である。

(参考) 児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の比較

	児童のいる 世 帯	母子世帯 (世帯の収入)	父子世帯 (世帯の収入)
平成22年	658.1万円	291万円	455万円
児童のいる世帯を100とし た場合の平均収入		44.2	69.1

注：「児童のいる世帯」については「平成23年国民生活基礎調査」の平均所得金額（岩手県、宮城県及び福島県を除く）。

(2) 地位別年間就労収入等の構成割合

ア 就業している母のうち「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入は 270 万円、「パート・アルバイト等」では 125 万円となっている。

仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 277 万円、「事務」が 215 万円、「販売」が 141 万円、「サービス職業」が 149 万円となっている。

イ 就業している父のうち「正規の職員・従業員」の平均年間就労収入は 426 万円、「パート・アルバイト等」では 175 万円となっている。

仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 432 万円、「生産工程」が 399 万円、「建設・採掘」が 259 万円、「サービス職業」が281万円となっている。

表 1 6 - (2) - 1 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成18年 総 数	(100.0)	(26.7)	(41.6)	(18.6)	(6.5)	(6.5)	180万円
常用雇用者	(100.0)	(7.1)	(33.8)	(32.3)	(12.9)	(14.0)	257万円
臨 時 ・ パ ー ト	(100.0)	(42.9)	(49.2)	(7.3)	(0.6)	(-)	113万円
平成23年 総 数	1,166 (100.0)	260 (22.3)	451 (38.7)	247 (21.2)	115 (9.9)	93 (8.0)	192万円
正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	481 (100.0)	26 (5.4)	120 (24.9)	161 (33.5)	94 (19.5)	80 (16.6)	270万円
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト 等	543 (100.0)	197 (36.3)	272 (50.1)	63 (11.6)	9 (1.7)	2 (0.4)	125万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (2) - 2 現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成23年 専門的・ 技術的職業	218 (100.0)	14 (6.4)	59 (27.1)	57 (26.1)	44 (20.2)	44 (20.2)	277万円
事 務	272 (100.0)	40 (14.7)	100 (36.8)	68 (25.0)	33 (12.1)	31 (11.4)	215万円
販 売	111 (100.0)	42 (37.8)	41 (36.9)	23 (20.7)	4 (3.6)	1 (0.9)	141万円
サービ ス 職 業	271 (100.0)	72 (26.6)	125 (46.1)	56 (20.7)	17 (6.3)	1 (0.4)	149万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (2) - 3 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成18年 総 数	(100.0)	(4.3)	(11.8)	(21.1)	(17.4)	(45.3)	398万円
常用雇用者	(100.0)	(0.8)	(7.4)	(21.5)	(19.0)	(51.2)	431万円
臨 時 ・ パ ー ト	(100.0)	(50.0)	(33.3)	(16.7)	(-)	(-)	133万円
平成23年 総 数	477 (100.0)	32 (6.7)	58 (12.2)	102 (21.4)	95 (19.9)	190 (39.8)	377万円
正 規 の 職 員 ・ 従業員	325 (100.0)	8 (2.5)	16 (4.9)	64 (19.7)	72 (22.2)	165 (50.8)	426万円
パ ー ト ・ アルバイト等	37 (100.0)	8 (21.6)	14 (37.8)	13 (35.1)	1 (2.7)	1 (2.7)	175万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (2) - 4 現在就業している父の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成23年 専門的・ 技術的職業	106 (100.0)	1 (0.9)	12 (11.3)	24 (22.6)	21 (19.8)	48 (45.3)	432万円
生産工程	49 (100.0)	2 (4.1)	4 (8.2)	9 (18.4)	10 (20.4)	24 (49.0)	399万円
建設・採掘	47 (100.0)	4 (8.5)	8 (17.0)	17 (36.2)	9 (19.1)	9 (19.1)	259万円
サービス 職 業	53 (100.0)	6 (11.3)	11 (20.8)	15 (28.3)	8 (15.1)	13 (24.5)	281万円

注：不詳を除いた値である。

(3) 同居の有無別の就労収入

ア 同居者の有無別における母子世帯の母の平均年間就労収入は、「母子のみ」が 182 万円、「同居者あり」が 180 万円となっている。

イ 同居者の有無別における父子世帯の父の平均年間就労収入は、「父子のみ」が 348 万円、「同居者あり」が 368 万円となっている。

表 1 6 - (3) - 1 母子世帯の同居者の有無別の就労収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成23年							
母子のみ	876 (100.0)	235 (26.8)	314 (35.8)	188 (21.5)	78 (8.9)	61 (7.0)	182万円
同居者あり	542 (100.0)	170 (31.4)	188 (34.7)	103 (19.0)	45 (8.3)	36 (6.6)	180万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (3) - 2 父子世帯の同居者の有無別の就労収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成23年							
父子のみ	203 (100.0)	22 (10.8)	25 (12.3)	45 (22.2)	37 (18.2)	74 (36.5)	348万円
同居者あり	314 (100.0)	27 (8.6)	40 (12.7)	66 (21.0)	60 (19.1)	121 (38.5)	368万円

注：不詳を除いた値である。

(4) ひとり親世帯になってからの期間と世帯の年間収入

ア 母子世帯になってからの期間における母子世帯の世帯収入は、「5年未満」が 290 万円、「5年以上」が 297 万円となっている。

イ 父子世帯になってからの期間における父子世帯の世帯収入は、「5年未満」が 472 万円、「5年以上」が 456 万円となっている。

表 1 6 - (4) - 1 母子世帯になってからの期間と母子世帯の年間収入

	総 数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成23年							
5年未満	575 (100.0)	79 (13.7)	152 (26.4)	147 (25.6)	73 (12.7)	124 (21.6)	290万円
5年以上	770 (100.0)	62 (8.1)	193 (25.1)	217 (28.2)	138 (17.9)	160 (20.8)	297万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (4) - 2 父子世帯になってからの期間と父子世帯の年間収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間収入 (世帯の収入)
平成23年							
5 年未満	229 (100.0)	9 (3.9)	17 (7.4)	42 (18.3)	51 (22.3)	110 (48.0)	472万円
5 年以上	242 (100.0)	6 (2.5)	22 (9.1)	45 (18.6)	43 (17.8)	126 (52.1)	456万円

注：不詳を除いた値である。

(5) 末子の状況別世帯の年間収入

- ア 母子世帯の末子が、小学校入学前の世帯の平均年間収入は 266 万円、小学生の世帯の平均年間収入は 284 万円、中学生の世帯の平均年間収入は 278 万円、高校生の世帯の平均年間収入は 349 万円であり、末子の年齢が上がるにつれて世帯の平均年間収入が増加する傾向にある。
- イ 父子世帯の末子が、小学校入学前の世帯の平均年間収入は 438 万円、小学生の世帯の平均年間収入は 464 万円、中学生の世帯の平均年間収入は 430 万円、高校生の世帯の平均年間収入は 487 万円となっている。

表 1 6 - (5) - 1 末子の状況別母子世帯の年間収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成23年							
総 数	1,418 (100.0)	153 (10.8)	374 (26.4)	382 (26.9)	218 (15.4)	291 (20.5)	291万円
小学校入学前	288 (100.0)	49 (17.0)	81 (28.1)	71 (24.7)	29 (10.1)	58 (20.1)	266万円
小 学 生	472 (100.0)	43 (9.1)	125 (26.5)	133 (28.2)	85 (18.0)	86 (18.2)	284万円
中 学 生	285 (100.0)	28 (9.8)	70 (24.6)	94 (33.0)	39 (13.7)	54 (18.9)	278万円
高 校 生	262 (100.0)	21 (8.0)	68 (26.0)	57 (21.8)	47 (17.9)	69 (26.3)	349万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (5) - 2 末子の状況別父子世帯の年間収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成23年 総 数	517 (100.0)	16 (3.1)	46 (8.9)	98 (19.0)	100 (19.3)	257 (49.7)	455万円
小学校入学前	52 (100.0)	－ (－)	5 (9.6)	13 (25.0)	10 (19.2)	24 (46.2)	438万円
小 学 生	166 (100.0)	7 (4.2)	11 (6.6)	29 (17.5)	42 (25.3)	77 (46.4)	464万円
中 学 生	133 (100.0)	3 (2.3)	11 (8.3)	23 (17.3)	30 (22.6)	66 (49.6)	430万円
高 校 生	111 (100.0)	4 (3.6)	9 (8.1)	22 (19.8)	15 (13.5)	61 (55.0)	487万円

注：不詳を除いた値である。

(6) ひとり親の学歴別の年間収入

ア 母子世帯の母の最終学歴別における平均年間収入（世帯の収入）は、「大学・大学院」が 437 万円で最も高くなっている。また、母の平均年間就労収入は、「大学・大学院」が 297 万円で最も高くなっている。

イ 父子世帯の父の最終学歴別における平均年間収入（世帯の収入）は、「大学・大学院」が 676 万円で最も高くなっている。また、父の平均年間就労収入は、「大学・大学院」が 555 万円で最も高くなっている。

表 1 6 - (6) - 1 母子世帯の母の最終学歴別年間収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成23年 総 数	1,402 (100.0)	149 (10.6)	371 (26.5)	379 (27.0)	214 (15.3)	289 (20.6)	292万円
中 学 校	167 (100.0)	38 (22.8)	43 (25.7)	54 (32.3)	15 (9.0)	17 (10.2)	222万円
高 校	679 (100.0)	65 (9.6)	211 (31.1)	191 (28.1)	107 (15.8)	105 (15.5)	274万円
高等専門学校	59 (100.0)	7 (11.9)	12 (20.3)	20 (33.9)	8 (13.6)	12 (20.3)	289万円
短 大	173 (100.0)	13 (7.5)	42 (24.3)	46 (26.6)	26 (15.0)	46 (26.6)	313万円
大学・大学院	105 (100.0)	6 (5.7)	16 (15.2)	18 (17.1)	15 (14.3)	50 (47.6)	437万円
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校	201 (100.0)	17 (8.5)	41 (20.4)	47 (23.4)	43 (21.4)	53 (26.4)	319万円
そ の 他	18 (100.0)	3 (16.7)	6 (33.3)	3 (16.7)	－ (－)	6 (33.3)	301万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (6) - 2 父子世帯の父の最終学歴別年間収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 収 入 (世帯の収入)
平成23年 総 数	511 (100.0)	16 (3.1)	46 (9.0)	96 (18.8)	98 (19.2)	255 (49.9)	456万円
中 学 校	76 (100.0)	5 (6.6)	16 (21.1)	21 (27.6)	15 (19.7)	19 (25.0)	288万円
高 校	265 (100.0)	7 (2.6)	18 (6.8)	55 (20.8)	51 (19.2)	134 (50.6)	452万円
高等専門学校	22 (100.0)	1 (4.5)	3 (13.6)	4 (18.2)	7 (31.8)	7 (31.8)	397万円
短 大	10 (100.0)	- (-)	1 (10.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	6 (60.0)	427万円
大学・大学院	82 (100.0)	- (-)	3 (3.7)	6 (7.3)	9 (11.0)	64 (78.0)	676万円
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校	50 (100.0)	1 (2.0)	4 (8.0)	9 (18.0)	12 (24.0)	24 (48.0)	431万円
そ の 他	6 (100.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	- (-)	2 (33.3)	1 (16.7)	238万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (6) - 3 母子世帯の母の最終学歴別年間就労収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成23年 総 数	1,402 (100.0)	398 (28.4)	496 (35.4)	289 (20.6)	122 (8.7)	97 (6.9)	182万円
中 学 校	167 (100.0)	80 (47.9)	46 (27.5)	32 (19.2)	6 (3.6)	3 (1.8)	129万円
高 校	679 (100.0)	193 (28.4)	267 (39.3)	145 (21.4)	51 (7.5)	23 (3.4)	169万円
高等専門学校	59 (100.0)	17 (28.8)	17 (28.8)	12 (20.3)	8 (13.6)	5 (8.5)	199万円
短 大	173 (100.0)	36 (20.8)	69 (39.9)	38 (22.0)	17 (9.8)	13 (7.5)	186万円
大学・大学院	105 (100.0)	23 (21.9)	24 (22.9)	15 (14.3)	16 (15.2)	27 (25.7)	297万円
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校	201 (100.0)	41 (20.4)	68 (33.8)	47 (23.4)	24 (11.9)	21 (10.4)	201万円
そ の 他	18 (100.0)	8 (44.4)	5 (27.8)	- (-)	- (-)	5 (27.8)	182万円

注：不詳を除いた値である。

表 1 6 - (6) - 4 父子世帯の父の最終学歴別年間就労収入

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成23年 総 数	511 (100. 0)	49 (9. 6)	65 (12. 7)	108 (21. 1)	96 (18. 8)	193 (37. 8)	361万円
中 学 校	76 (100. 0)	14 (18. 4)	16 (21. 1)	19 (25. 0)	18 (23. 7)	9 (11. 8)	233万円
高 校	265 (100. 0)	21 (7. 9)	32 (12. 1)	66 (24. 9)	44 (16. 6)	102 (38. 5)	356万円
高等専門学校	22 (100. 0)	4 (18. 2)	3 (13. 6)	3 (13. 6)	7 (31. 8)	5 (22. 7)	276万円
短 大	10 (100. 0)	2 (20. 0)	- (-)	2 (20. 0)	2 (20. 0)	4 (40. 0)	302万円
大学・大学院	82 (100. 0)	2 (2. 4)	6 (7. 3)	8 (9. 8)	9 (11. 0)	57 (69. 5)	555万円
専 修 学 校 ・ 各 種 学 校	50 (100. 0)	4 (8. 0)	7 (14. 0)	10 (20. 0)	14 (28. 0)	15 (30. 0)	324万円
そ の 他	6 (100. 0)	2 (33. 3)	1 (16. 7)	- (-)	2 (33. 3)	1 (16. 7)	238万円

注：不詳を除いた値である。

(7) 母子世帯の母の預貯金額

母子世帯の母の預貯金額の状況は、「50万円未満」が 47.7 %と最も多くなっている。

表 1 6 - (7) 母子世帯の預貯金額

	総 数	50万円 未満	50～100 万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400～500 万円未満
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	786 (47.7)	114 (6.9)	155 (9.4)	75 (4.6)	51 (3.1)	18 (1.1)
死 別	123 (100.0)	24 (19.5)	1 (0.8)	13 (10.6)	6 (4.9)	7 (5.7)	1 (0.8)
生 別	1,525 (100.0)	762 (50.0)	113 (7.4)	142 (9.3)	69 (4.5)	44 (2.9)	17 (1.1)

500～700 万円未満	700～1000 万円未満	1000万円 以上	不 詳
41 (2.5)	17 (1.0)	66 (4.0)	325 (19.7)
11 (8.9)	2 (1.6)	34 (27.6)	24 (19.5)
30 (2.0)	15 (1.0)	32 (2.1)	301 (19.7)

(8) 社会保険の加入状況

ア 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 60.0 %、「健康保険」は 94.1 %、「公的年金」は 83.9 %となっている。

イ 父子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」 68.4 %、「健康保険」は 96.0 %、「公的年金」は 86.3 %となっている。

表 1 6 - (8) - 1 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(60.0)	被用者保険に 加入している	(49.5)	被用者年金に 加入している	(47.9)
		国民健康保険に 加入している	(41.2)	国民年金に 加入している	(36.0)
		その他	(3.4)	加入していない	(16.1)
		加入していない	(5.9)		
加入していない	(40.0)				

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 1 6－(8)－2 父子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(68.4)	被用者保険に 加入している	(60.8)	被用者年金に 加入している	(58.1)
		国民健康保険に 加入している	(33.5)	国民年金に 加入している	(28.2)
		その他	(1.7)	加入していない	(13.8)
加入していない	(31.6)	加入していない	(4.0)		

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

17 養育費の状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、54.4 %となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が 43.9 %と最も多く、次いで「家庭裁判所」が 24.4 %となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、27.8 %となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が 44.8 %と最も多く、次いで、「家庭裁判所」が 22.4 %となっている。

表17-(1)-1 母子世帯の母の養育費の主な相談相手

総 数	相談した									相談して いない	不 詳
		親 族	知人・ 隣 人	県・市区町 村 窓 口、 母 子 自 立 支 援 員	弁 護 士	家 庭 裁 判 所	母子寡 婦福祉 団 体	N P O 法 人	その他		
平成18年 (100.0)	(54.4) (100.0)	(45.9)	(7.1)	(3.6)	(14.1)	(25.5)	(-)	(-)	(3.6)	(42.9)	(2.6)
平成23年 1,332 (100.0)	724 (54.4) (100.0)	318 (43.9)	64 (8.8)	43 (5.9)	90 (12.4)	177 (24.4)	2 (0.3)	- (-)	30 (4.1)	608 (45.6)	- (-)

表17-(1)-2 父子世帯の父の養育費の主な相談相手

総 数	相談した								相談して いない	不 詳
	親 族	知人・ 隣 人	県・市区町 村 窓 口、 母 子 自 立 支 援 員	弁 護 士	家 庭 裁 判 所	N P O 法 人	その他			
平成18年 (100.0)	(38.5) (100.0)	(56.1)	(3.5)	(7.0)	(8.8)	(19.3)	(-)	(5.3)	(59.5)	(2.0)
平成23年 417 (100.0)	116 (27.8) (100.0)	52 (44.8)	13 (11.2)	3 (2.6)	13 (11.2)	26 (22.4)	- (-)	9 (7.8)	289 (69.3)	12 (2.9)

注：今回の調査では「県・市区町村窓口」に「母子自立支援員」を追加。

(2) 養育費の取り決め

ア 養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めている」が 37.7 % (前回調査 38.8 %) となっている。一方、父子世帯の父では、「取り決めている」が 17.5 % (前回調査 15.5 %) となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて養育費の「取り決めている」割合が低くなっている。

エ 養育費の取り決めている理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く、次いで、母子世帯の母では「相手と関わりたくない」となっており、父子世帯の父では「自分の収入等で経済的に問題ない」となっている。

表 1 7 ー (2) ー 1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

総 数	養育費の取り決めている				養育費の取り決 めていない	不 詳
		文書あり	文書なし	不 詳		
平成18年 (100.0)	(38.8) (100.0)	(63.5)	(35.2)	(1.3)	(58.3)	(2.9)
平成23年 1,332 (100.0)	502 (37.7) (100.0)	355 (70.7)	139 (27.7)	8 (1.6)	801 (60.1)	29 (2.2)

表 1 7 ー (2) ー 2 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等 (母の最終学歴別)

	総 数	養育費の取り決めている				養育費の取り決 めていない	不 詳
			文書あり	文書なし	不 詳		
平成23年 総 数	1,313 (100.0)	499 (38.0) (100.0)	353 (70.7)	138 (27.7)	8 (1.6)	790 (60.2)	24 (1.8)
中 学 校	164 (100.0)	34 (20.7) (100.0)	16 (47.1)	14 (41.2)	4 (11.8)	125 (76.2)	5 (3.0)
高 校	654 (100.0)	230 (35.2) (100.0)	155 (67.4)	73 (31.7)	2 (0.9)	412 (63.0)	12 (1.8)
高 等 専 門 学 校	58 (100.0)	25 (43.1) (100.0)	19 (76.0)	5 (20.0)	1 (4.0)	32 (55.2)	1 (1.7)
短 大	150 (100.0)	87 (58.0) (100.0)	69 (79.3)	17 (19.5)	1 (1.1)	60 (40.0)	3 (2.0)
大 学 ・ 大 学 院	83 (100.0)	43 (51.8) (100.0)	34 (79.1)	9 (20.9)	- (-)	37 (44.6)	3 (3.6)
専修学校・ 各 種 学 校	183 (100.0)	71 (38.8) (100.0)	54 (76.1)	17 (23.9)	- (-)	112 (61.2)	- (-)
そ の 他	21 (100.0)	9 (42.9) (100.0)	6 (66.7)	3 (33.3)	- (-)	12 (57.1)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (2) - 3 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等

総 数	養育費の取り決めをしている				養育費の取り決めをしていない	不 詳
		文書あり	文書なし	不 詳		
平成18年 (100.0)	(15.5) (100.0)	(60.9)	(39.1)	(-)	(81.8)	(2.7)
平成23年 417 (100.0)	73 (17.5) (100.0)	44 (60.3)	28 (38.4)	1 (1.4)	330 (79.1)	14 (3.4)

表 1 7 - (2) - 4 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等 (父の最終学歴別)

	総 数	養育費の取り決めをしている				養育費の取り決めをしていない	不 詳
			文書あり	文書なし	不 詳		
平成23年 総 数	408 (100.0)	70 (17.2) (100.0)	43 (61.4)	26 (37.1)	1 (1.4)	327 (80.1)	11 (2.7)
中 学 校	63 (100.0)	7 (11.1) (100.0)	4 (57.1)	2 (28.6)	1 (14.3)	53 (84.1)	3 (4.8)
高 校	228 (100.0)	38 (16.7) (100.0)	21 (55.3)	17 (44.7)	- (-)	184 (80.7)	6 (2.6)
高 等 専 門 学 校	20 (100.0)	3 (15.0) (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	- (-)	17 (85.0)	- (-)
短 大	8 (100.0)	1 (12.5) (100.0)	1 (100.0)	- (-)	- (-)	7 (87.5)	- (-)
大 学 ・ 大 学 院	49 (100.0)	15 (30.6) (100.0)	12 (80.0)	3 (20.0)	- (-)	33 (67.3)	1 (2.0)
専修学校・ 各 種 学 校	37 (100.0)	6 (16.2) (100.0)	3 (50.0)	3 (50.0)	- (-)	31 (83.8)	- (-)
そ の 他	3 (100.0)	- (-) (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (66.7)	1 (33.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (2) - 5 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0 ～ 2 年	2 ～ 4 年	4 年以降	不 詳
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	254 (100.0)	196 (100.0)	793 (100.0)	89 (100.0)
取り決めている	502 (37.7)	103 (40.6)	93 (47.4)	289 (36.4)	17 (19.1)
取り決めていない	801 (60.1)	147 (57.9)	101 (51.5)	488 (61.5)	65 (73.0)
不 詳	29 (2.2)	4 (1.6)	2 (1.0)	16 (2.0)	7 (7.9)

表 1 7 - (2) - 6 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0 ～ 2 年	2 ～ 4 年	4 年以降	不 詳
平成23年 総 数	417 (100.0)	80 (100.0)	71 (100.0)	217 (100.0)	49 (100.0)
取り決めている	73 (17.5)	23 (28.8)	14 (19.7)	30 (13.8)	6 (12.2)
取り決めていない	330 (79.1)	55 (68.8)	57 (80.3)	184 (84.8)	34 (69.4)
不 詳	14 (3.4)	2 (2.5)	- (-)	3 (1.4)	9 (18.4)

表 1 7 - (2) - 7 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	その他の離婚
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	1,106 (100.0)	226 (100.0)
取り決めている	502 (37.7)	333 (30.1)	169 (74.8)
取り決めていない	801 (60.1)	747 (67.5)	54 (23.9)
不 詳	29 (2.2)	26 (2.4)	3 (1.3)

注：その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表 1 7 - (2) - 8 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	その他の離婚
平成23年 総 数	417 (100.0)	355 (100.0)	62 (100.0)
取り決めている	73 (17.5)	53 (14.9)	20 (32.3)
取り決めていない	330 (79.1)	292 (82.3)	38 (61.3)
不 詳	14 (3.4)	10 (2.8)	4 (6.5)

表 1 7 - (2) - 9 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母の就労収入階級別）

	総 数	100万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円以上	不 詳
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	301 (100.0)	429 (100.0)	245 (100.0)	105 (100.0)	73 (100.0)	179 (100.0)
取り決めている	502 (37.7)	113 (37.5)	169 (39.4)	93 (38.0)	42 (40.0)	33 (45.2)	52 (29.1)
取り決めていない	801 (60.1)	187 (62.1)	253 (59.0)	150 (61.2)	60 (57.1)	40 (54.8)	111 (62.0)
不 詳	29 (2.2)	1 (0.3)	7 (1.6)	2 (0.8)	3 (2.9)	- (-)	16 (8.9)

表 1 7 - (2) - 1 0 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父の就労収入階級別）

	総 数	100万円未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円以上	不 詳
平成23年 総 数	417 (100.0)	34 (100.0)	52 (100.0)	80 (100.0)	78 (100.0)	141 (100.0)	32 (100.0)
取り決めている	73 (17.5)	2 (5.9)	6 (11.5)	9 (11.3)	18 (23.1)	30 (21.3)	8 (25.0)
取り決めていない	330 (79.1)	31 (91.2)	46 (88.5)	68 (85.0)	59 (75.6)	107 (75.9)	19 (59.4)
不 詳	14 (3.4)	1 (2.9)	- (-)	3 (3.8)	1 (1.3)	4 (2.8)	5 (15.6)

表 1 7 - (2) - 1 1 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由

総 数	相手に支払う意思や能力がない と思った	相手と関わりた くない	取り決めの交渉 をしたが、まとま らなかった	取り決めの交渉 がわずらわしい	相手に養育費を 請求できるとは 思わなかった
平成18年 (100.0)	(47.0)	(23.7)	(9.5)	(3.4)	(2.6)
平成23年 801 (100.0)	389 (48.6)	185 (23.1)	64 (8.0)	37 (4.6)	25 (3.1)

現在交渉中又は今 後交渉予定である	自分の収入等で経 済的に問題がない	子どもを引きとっ た方が、養育費を 負担するものと思 っていた	そ の 他	不 詳
(2.3)	(1.8)	(1.3)	(7.0)	(1.6)
8 (1.0)	17 (2.1)	12 (1.5)	46 (5.7)	18 (2.2)

表 1 7 - (2) - 1 2 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由

総 数	相手に支払う意 思や能力がない と思った	相手と関わりた くない	取り決めの交渉 をしたが、まとま らなかった	取り決めの交渉 がわずらわしい	相手に養育費を 請求できるとは 思わなかった
平成18年 (100.0)	(30.6)	(18.2)	(0.8)	(4.1)	(3.3)
平成23年 330 (100.0)	115 (34.8)	56 (17.0)	5 (1.5)	12 (3.6)	16 (4.8)

現在交渉中又は今 後交渉予定である	自分の収入等で経 済的に問題がない	子どもを引きとっ た方が、養育費を 負担するものと思 っていた	そ の 他	不 詳
(-)	(32.2)	(5.0)	(5.8)	(-)
- (-)	71 (21.5)	28 (8.5)	16 (4.8)	11 (3.3)

(3) 養育費の受給状況

ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 19.7 % (前回調査 19.0 %) となっている。一方、離婚した母親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 4.1 % となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「現在も受けている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は、母子世帯では 43,482 円、父子世帯では 32,238 円となっている。

表 1 7 - (3) - 1 母子世帯の母の養育費の受給状況

総 数	現 在 も 養 育 費 を 受けている	養育費を受けたこと がある	養育費を受けたこと がない	不 詳
平成18年 (100.0)	(19.0)	(16.0)	(59.1)	(5.9)
平成23年 1,332 (100.0)	263 (19.7)	211 (15.8)	808 (60.7)	50 (3.8)

表 1 7 - (3) - 2 母子世帯の母の養育費の受給状況 (母の最終学歴別)

	総 数	現 在 も 養 育 費 を 受けている	養育費を受けたこと がある	養育費を受けたこと がない	不 詳
平成23年 総 数	1,313 (100.0)	262 (20.0)	209 (15.9)	796 (60.6)	46 (3.5)
中 学 校	164 (100.0)	11 (6.7)	27 (16.5)	120 (73.2)	6 (3.7)
高 校	654 (100.0)	115 (17.6)	103 (15.7)	408 (62.4)	28 (4.3)
高等専門学校	58 (100.0)	13 (22.4)	8 (13.8)	34 (58.6)	3 (5.2)
短 大	150 (100.0)	46 (30.7)	26 (17.3)	75 (50.0)	3 (2.0)
大学・大学院	83 (100.0)	29 (34.9)	16 (19.3)	37 (44.6)	1 (1.2)
専修学校・各種学校	183 (100.0)	42 (23.0)	27 (14.8)	109 (59.6)	5 (2.7)
そ の 他	21 (100.0)	6 (28.6)	2 (9.5)	13 (61.9)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (3) - 3 父子世帯の父の養育費の受給状況

総 数	現 在 も 養 育 費 を 受けている	養育費を受けたこと がある	養育費を受けたこと がない	不 詳
平成18年 (100.0)	(2.0)	(2.0)	(88.5)	(7.4)
平成23年 417 (100.0)	17 (4.1)	12 (2.9)	374 (89.7)	14 (3.4)

表 1 7 - (3) - 4 父子世帯の父の養育費の受給状況 (父の最終学歴別)

	総 数	現 在 も 養 育 費 を 受けている	養育費を受けたこと がある	養育費を受けたこと がない	不 詳
平成23年 総 数	408 (100.0)	17 (4.2)	11 (2.7)	371 (90.9)	9 (2.2)
中 学 校	63 (100.0)	1 (1.6)	1 (1.6)	59 (93.7)	2 (3.2)
高 校	228 (100.0)	9 (3.9)	5 (2.2)	209 (91.7)	5 (2.2)
高等専門学校	20 (100.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	17 (85.0)	- (-)
短 大	8 (100.0)	- (-)	1 (12.5)	7 (87.5)	- (-)
大学・大学院	49 (100.0)	4 (8.2)	2 (4.1)	43 (87.8)	- (-)
専修学校・各種学校	37 (100.0)	2 (5.4)	- (-)	34 (91.9)	1 (2.7)
そ の 他	3 (100.0)	- (-)	- (-)	2 (66.7)	1 (33.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (3) - 5 母子世帯の母の養育費の受給状況（母子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0 ～ 2 年	2 ～ 4 年	4 年以降	不 詳
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	254 (100.0)	196 (100.0)	793 (100.0)	89 (100.0)
現在も受けている	263 (19.7)	68 (26.8)	61 (31.1)	124 (15.6)	10 (11.2)
過去に受けたことがある	211 (15.8)	25 (9.8)	32 (16.3)	148 (18.7)	6 (6.7)
受けたことがない	808 (60.7)	155 (61.0)	95 (48.5)	495 (62.4)	63 (70.8)
不 詳	50 (3.8)	6 (2.4)	8 (4.1)	26 (3.3)	10 (11.2)

表 1 7 - (3) - 6 父子世帯の父の養育費の受給状況（父子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0 ～ 2 年	2 ～ 4 年	4 年以降	不 詳
平成23年 総 数	417 (100.0)	80 (100.0)	71 (100.0)	217 (100.0)	49 (100.0)
現在も受けている	17 (4.1)	5 (6.3)	3 (4.2)	7 (3.2)	2 (4.1)
過去に受けたことがある	12 (2.9)	3 (3.8)	1 (1.4)	7 (3.2)	1 (2.0)
受けたことがない	374 (89.7)	71 (88.8)	65 (91.5)	199 (91.7)	39 (79.6)
不 詳	14 (3.4)	1 (1.3)	2 (2.8)	4 (1.8)	7 (14.3)

表 1 7 - (3) - 7 母子世帯の母の養育費の受給状況（離婚の方法別）

	総 数			うち、養育費の取り決めている世帯		
	総 数	協議離婚	その他の 離 婚	総 数	協議離婚	その他の 離 婚
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	1,106 (100.0)	226 (100.0)	502 (100.0)	333 (100.0)	169 (100.0)
現在も受けている	263 (19.7)	179 (16.2)	84 (37.2)	253 (50.4)	169 (50.8)	84 (49.7)
過去に受けたことがある	211 (15.8)	152 (13.7)	59 (26.1)	144 (28.7)	88 (26.4)	56 (33.1)
受けたことがない	808 (60.7)	738 (66.7)	70 (31.0)	94 (18.7)	72 (21.6)	22 (13.0)
不 詳	50 (3.8)	37 (3.3)	13 (5.8)	11 (2.2)	4 (1.2)	7 (4.1)

表 1 7 - (3) - 8 父子世帯の父の養育費の受給状況（離婚の方法別）

	総 数			うち、養育費の取り決めている世帯		
	総 数	協議離婚	その他の 離 婚	総 数	協議離婚	その他の 離 婚
平成23年 総 数	417 (100.0)	355 (100.0)	62 (100.0)	73 (100.0)	53 (100.0)	20 (100.0)
現在も受けている	17 (4.1)	11 (3.1)	6 (9.7)	15 (20.5)	9 (17.0)	6 (30.0)
過去に受けたことがある	12 (2.9)	10 (2.8)	2 (3.2)	6 (8.2)	4 (7.5)	2 (10.0)
受けたことがない	374 (89.7)	321 (90.4)	53 (85.5)	50 (68.5)	38 (71.7)	12 (60.0)
不 詳	14 (3.4)	13 (3.7)	1 (1.6)	2 (2.7)	2 (3.8)	- (-)

表 1 7 - (3) - 9 母子世帯の母の養育費の受給状況（母の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	301 (100.0)	429 (100.0)	245 (100.0)	105 (100.0)	73 (100.0)	179 (100.0)
現在も受けている	263 (19.7)	64 (21.3)	89 (20.7)	37 (15.1)	25 (23.8)	17 (23.3)	31 (17.3)
過去に 受けたことがある	211 (15.8)	43 (14.3)	68 (15.9)	46 (18.8)	14 (13.3)	14 (19.2)	26 (14.5)
受けたことがない	808 (60.7)	191 (63.5)	251 (58.5)	157 (64.1)	62 (59.0)	40 (54.8)	107 (59.8)
不 詳	50 (3.8)	3 (1.0)	21 (4.9)	5 (2.0)	4 (3.8)	2 (2.7)	15 (8.4)

表 1 7 - (3) - 1 0 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
平成23年 総 数	417 (100.0)	34 (100.0)	52 (100.0)	80 (100.0)	78 (100.0)	141 (100.0)	32 (100.0)
現在も受けている	17 (4.1)	1 (2.9)	4 (7.7)	1 (1.3)	5 (6.4)	3 (2.1)	3 (9.4)
過去に 受けたことがある	12 (2.9)	- (-)	1 (1.9)	2 (2.5)	- (-)	7 (5.0)	2 (6.3)
受けたことがない	374 (89.7)	32 (94.1)	46 (88.5)	74 (92.5)	71 (91.0)	128 (90.8)	23 (71.9)
不 詳	14 (3.4)	1 (2.9)	1 (1.9)	3 (3.8)	2 (2.6)	3 (2.1)	4 (12.5)

表 1 7 - (3) - 1 1 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不 詳
平成18年 424 (100.0)	344 (81.1)	42,008 円	63 (14.9)	17 (4.0)
平成23年 474 (100.0)	380 (80.2)	43,482 円	94 (19.8)	- (-)

表 1 7 - (3) - 1 2 養育費を現在も受けている又は受けたことがある父子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不 詳
平成18年 6 (100.0)	6 (100.0)	22,500円	- (-)	- (-)
平成23年 29 (100.0)	21 (72.4)	32,238 円	8 (27.6)	- (-)

表 1 7 - (3) - 1 3 子どもの数別養育費（1世帯平均月額）の状況

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人
平成23年 母子世帯 1世帯平均月額	43,482円 (380)	35,438円 (210)	50,331円 (133)	54,357円 (28)	96,111円 (9)
平成23年 父子世帯 1世帯平均月額	32,238円 (21)	28,125円 (8)	31,200円 (10)	46,667円 (3)	- (-)

注：1) 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

2) この表における（ ）内の数値は集計世帯数である。

18 面会交流の実施状況

(1) 面会交流の取り決め

ア 面会交流の取り決め状況は、「取り決めをしている」と回答したのは、母子世帯の母では 23.4 %となっており、父子世帯の父では 16.3 %となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向になっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

表18－(1)－1 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている				面会交流の取り決めをしていない	不 詳
		文書あり	文書なし	不 詳		
平成23年 1,332 (100.0)	312 (23.4) (100.0)	157 (50.3)	150 (48.1)	5 (1.6)	976 (73.3)	44 (3.3)

表18－(1)－2 母子世帯の母の面会交流の取り決め状況等（母の最終学歴別）

	総 数	面会交流の取り決めをしている				面会交流の取り決めをしていない	不 詳
			文書あり	文書なし	不 詳		
総 数	1,313 (100.0)	308 (23.5) (100.0)	154 (50.0)	149 (48.4)	5 (1.6)	966 (73.6)	39 (3.0)
中 学 校	164 (100.0)	32 (19.5) (100.0)	6 (18.8)	23 (71.9)	3 (9.4)	126 (76.8)	6 (3.7)
高 校	654 (100.0)	122 (18.7) (100.0)	58 (47.5)	63 (51.6)	1 (0.8)	509 (77.8)	23 (3.5)
高 等 専 門 学 校	58 (100.0)	19 (32.8) (100.0)	6 (31.6)	12 (63.2)	1 (5.3)	39 (67.2)	－ (－)
短 大	150 (100.0)	47 (31.3) (100.0)	31 (66.0)	16 (34.0)	－ (－)	98 (65.3)	5 (3.3)
大 学 ・ 大 学 院	83 (100.0)	27 (32.5) (100.0)	18 (66.7)	9 (33.3)	－ (－)	55 (66.3)	1 (1.2)
専修学校・各種学校	183 (100.0)	54 (29.5) (100.0)	31 (57.4)	23 (42.6)	－ (－)	126 (68.9)	3 (1.6)
そ の 他	21 (100.0)	7 (33.3) (100.0)	4 (57.1)	3 (42.9)	－ (－)	13 (61.9)	1 (4.8)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 18 - (1) - 3 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等

総 数	面会交流の取り決めをしている				面会交流の取り決めをしていない	不 詳
		文書あり	文書なし	不 詳		
平成23年 417 (100.0)	68 (16.3) (100.0)	35 (51.5)	33 (48.5)	- (-)	333 (79.9)	16 (3.8)

表 18 - (1) - 4 父子世帯の父の面会交流の取り決め状況等（父の最終学歴別）

	総 数	面会交流の取り決めをしている				面会交流の取り決めをしていない	不 詳
			文書あり	文書なし	不 詳		
平成23年 総 数	408 (100.0)	68 (16.7) (100.0)	35 (51.5)	33 (48.5)	- (-)	329 (80.6)	11 (2.7)
中 学 校	63 (100.0)	6 (9.5) (100.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	- (-)	53 (84.1)	4 (6.3)
高 校	228 (100.0)	39 (17.1) (100.0)	17 (43.6)	22 (56.4)	- (-)	183 (80.3)	6 (2.6)
高 等 専 門 学 校	20 (100.0)	3 (15.0) (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	- (-)	17 (85.0)	- (-)
短 大	8 (100.0)	3 (37.5) (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	- (-)	5 (62.5)	- (-)
大 学 ・ 大 学 院	49 (100.0)	15 (30.6) (100.0)	10 (66.7)	5 (33.3)	- (-)	33 (67.3)	1 (2.0)
専修学校・ 各 種 学 校	37 (100.0)	2 (5.4) (100.0)	2 (100.0)	- (-)	- (-)	35 (94.6)	- (-)
そ の 他	3 (100.0)	- (-) (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (100.0)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 18 - (1) - 5 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0～2年	2～4年	4年以降	不 詳
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	254 (100.0)	196 (100.0)	793 (100.0)	89 (100.0)
取り決めをしている	312 (23.4)	85 (33.5)	68 (34.7)	144 (18.2)	15 (16.9)
取り決めをしていない	976 (73.3)	165 (65.0)	122 (62.2)	622 (78.4)	67 (75.3)
不 詳	44 (3.3)	4 (1.6)	6 (3.1)	27 (3.4)	7 (7.9)

表 18－(1)－6 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（父子世帯になってからの年数階級別）

	総 数	0～2年	2～4年	4年以降	不 詳
平成23年 総 数	417 (100.0)	80 (100.0)	71 (100.0)	217 (100.0)	49 (100.0)
取り決めている	68 (16.3)	18 (22.5)	14 (19.7)	29 (13.4)	7 (14.3)
取り決めていない	333 (79.9)	58 (72.5)	56 (78.9)	186 (85.7)	33 (67.3)
不 詳	16 (3.8)	4 (0.5)	1 (1.4)	2 (0.9)	9 (18.4)

表 18－(1)－7 母子世帯の母の面会交流の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	その他の離婚
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	1,106 (100.0)	226 (100.0)
取り決めている	312 (23.4)	203 (18.4)	109 (48.2)
取り決めていない	976 (73.3)	864 (78.1)	112 (49.6)
不 詳	44 (3.3)	39 (3.5)	5 (2.2)

表 18－(1)－8 父子世帯の父の面会交流の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総 数	協議離婚	その他の離婚
平成23年 総 数	417 (100.0)	355 (100.0)	62 (100.0)
取り決めている	68 (16.3)	50 (14.1)	18 (29.0)
取り決めていない	333 (79.9)	294 (82.8)	39 (62.9)
不 詳	16 (3.8)	11 (3.1)	5 (8.1)

(2) 面会交流の実施状況

ア 面会交流の実施状況は、「現在も行っている」と回答したのは、母子世帯の母では 27.7 %となっており、父子世帯の父では 37.4 %となっている。

イ 面会交流の実施頻度は、「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く、母子世帯では 23.4 %、父子世帯では 23.6 %となっている。

表 18－(2)－1 母子世帯の母の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行 っている	面会交流を行った ことがある	面会交流を行った ことがない	不 詳
平成23年 1,332 (100.0)	369 (27.7)	234 (17.6)	677 (50.8)	52 (3.9)

表 18－(2)－2 母子世帯の母の面会交流の実施状況（母の最終学歴別）

	総 数	現在も面会交流を行 っている	面会交流を行った ことがある	面会交流を行った ことがない	不 詳
平成23年 総 数	1,313 (100.0)	366 (27.9)	232 (17.7)	668 (50.9)	47 (3.6)
中 学 校	164 (100.0)	46 (28.0)	30 (18.3)	78 (47.6)	10 (6.1)
高 校	654 (100.0)	168 (25.7)	120 (18.3)	344 (52.6)	22 (3.4)
高等専門学校	58 (100.0)	14 (24.1)	11 (19.0)	32 (55.2)	1 (1.7)
短 大	150 (100.0)	51 (34.0)	24 (16.0)	69 (46.0)	6 (4.0)
大学・大学院	83 (100.0)	25 (30.1)	13 (15.7)	45 (54.2)	－ (ー)
専修学校・各種学校	183 (100.0)	56 (30.6)	31 (16.9)	88 (48.1)	8 (4.4)
そ の 他	21 (100.0)	6 (28.6)	3 (14.3)	12 (57.1)	－ (ー)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 8 - (2) - 3 父子世帯の父の面会交流の実施状況

総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不 詳
平成23年 417 (100.0)	156 (37.4)	69 (16.5)	171 (41.0)	21 (5.0)

表 1 8 - (2) - 4 父子世帯の父の面会交流の実施状況（父の最終学歴別）

	総 数	現在も面会交流を行っている	面会交流を行ったことがある	面会交流を行っていない	不 詳
平成23年 総 数	408 (100.0)	154 (37.7)	69 (16.9)	170 (41.7)	15 (3.7)
中 学 校	63 (100.0)	20 (31.7)	10 (15.9)	29 (46.0)	4 (6.3)
高 校	228 (100.0)	85 (37.3)	37 (16.2)	99 (43.4)	7 (3.1)
高等専門学校	20 (100.0)	6 (30.0)	7 (35.0)	6 (30.0)	1 (5.0)
短 大	8 (100.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	1 (12.5)
大学・大学院	49 (100.0)	25 (51.0)	8 (16.3)	16 (32.7)	- (-)
専修学校・各種学校	37 (100.0)	12 (32.4)	5 (13.5)	18 (48.6)	2 (5.4)
そ の 他	3 (100.0)	2 (66.7)	- (-)	1 (33.3)	- (-)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 8 - (2) - 5 母子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総 数	0～2年	2～4年	4年以降	不 詳
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	254 (100.0)	196 (100.0)	793 (100.0)	89 (100.0)
現在も行っている	369 (27.7)	94 (37.0)	81 (41.3)	176 (22.2)	18 (20.2)
過去に 行ったことがある	234 (17.6)	33 (13.0)	38 (19.4)	155 (19.5)	8 (9.0)
行ったことがない	677 (50.8)	120 (47.2)	69 (35.2)	436 (55.0)	52 (58.4)
不 詳	52 (3.9)	7 (2.8)	8 (4.1)	26 (3.3)	11 (12.4)

表 18－(2)－6 父子世帯になってからの面会交流の実施状況（年数階級別）

	総 数	0～2年	2～4年	4年以降	不 詳
平成23年 総 数	417 (100.0)	80 (100.0)	71 (100.0)	217 (100.0)	49 (100.0)
現在も行っている	156 (37.4)	39 (48.8)	36 (50.7)	69 (31.8)	12 (24.5)
過去に 行ったことがある	69 (16.5)	8 (10.0)	9 (12.7)	42 (19.4)	10 (20.4)
行ったことがない	171 (41.0)	29 (36.3)	22 (31.0)	102 (47.0)	18 (36.7)
不 詳	21 (5.0)	4 (5.0)	4 (5.6)	4 (1.8)	9 (18.4)

表 18－(2)－7 母子世帯の母の面会交流の実施状況（離婚の方法別）

	総 数			うち、面会交流の取り決めをしている世帯		
	総 数	協議離婚	その他の 離 婚	総 数	協議離婚	その他の 離 婚
平成23年 総 数	1,332 (100.0)	1,106 (100.0)	226 (100.0)	312 (100.0)	203 (100.0)	109 (100.0)
現在行っている	369 (27.7)	321 (29.0)	48 (21.2)	125 (40.1)	95 (46.8)	30 (27.5)
過去に行ったことがある	234 (17.6)	189 (17.1)	45 (19.9)	59 (18.9)	34 (16.7)	25 (22.9)
行ったことがない	677 (50.8)	554 (50.1)	123 (54.4)	119 (38.1)	71 (35.0)	48 (44.0)
不 詳	52 (3.9)	42 (3.8)	10 (4.4)	9 (2.9)	3 (1.5)	6 (5.5)

表 1 8 - (2) - 8 父子世帯の父の面会交流の実施状況（離婚の方法別）

	総 数			うち、面会交流の取り決めている世帯		
	総 数	協議離婚	その他の 離 婚	総 数	協議離婚	その他の 離 婚
平成23年 総 数	417 (100.0)	355 (100.0)	62 (100.0)	68 (100.0)	50 (100.0)	18 (100.0)
現在行っている	156 (37.4)	136 (38.3)	20 (32.3)	40 (58.8)	32 (64.0)	8 (44.4)
過去に行ったことがある	69 (16.5)	55 (15.5)	14 (22.6)	14 (20.6)	9 (18.0)	5 (27.8)
行ったことがない	171 (41.0)	146 (41.1)	25 (40.3)	11 (16.2)	8 (16.0)	3 (16.7)
不 詳	21 (5.0)	18 (5.1)	3 (4.8)	3 (4.4)	1 (2.0)	2 (11.1)

表 1 8 - (2) - 9 母子世帯の母の面会交流の実施頻度

総 数	月 2 回以上	月 1 回以上 2 回未満	2 ～ 3 か月 に 1 回以上	4 ～ 6 か月 に 1 回以上	長期休暇中	別途協議	その他
平成23年 603 (100.0)	79 (13.1)	141 (23.4)	101 (16.7)	93 (15.4)	31 (5.1)	23 (3.8)	135 (22.4)

注：面会交流を現在も行っている又は行ったことがある世帯に限る。

表 1 8 - (2) - 1 0 父子世帯の父の面会交流の実施頻度

総 数	月 2 回以上	月 1 回以上 2 回未満	2 ～ 3 か月 に 1 回以上	4 ～ 6 か月 に 1 回以上	長期休暇中	別途協議	その他
平成23年 225 (100.0)	42 (18.7)	53 (23.6)	32 (14.2)	31 (13.8)	11 (4.9)	12 (5.3)	44 (19.6)

注：面会交流を現在も行っている又は行ったことがある世帯に限る。

19 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況

ア 母子世帯の子どもの数は、「1人」が 54.7 %であり、「2人」が 34.5 %となっている。

イ 父子世帯の子どもの数は、「1人」が 54.7 %であり、「2人」が 36.0 %となっている

表19 子どもの数別世帯の状況

	総 数	1 人	2 人	3 人	4人以上	平均子ども数
母子世帯	平成18年 (100.0)	(54.1)	(35.6)	(8.8)	(1.5)	1.58人
	平成23年 1,648 (100.0)	902 (54.7)	568 (34.5)	147 (8.9)	31 (1.9)	1.58人
父子世帯	平成18年 (100.0)	(50.3)	(38.7)	(10.1)	(1.0)	1.62人
	平成23年 561 (100.0)	307 (54.7)	202 (36.0)	46 (8.2)	6 (1.1)	1.56人

20 就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

ア 就学状況別にみた子どもの状況をみると、母子世帯では、「小学校入学前」が 16.2 %、「小学生」が 31.3 %、「中学生」が 20.5 %、「高校生」が 20.4 %となっている。

イ 父子世帯では、「小学校入学前」が 8.1 %、「小学生」が 27.9 %、「中学生」が 24.5 %、「高校生」が 25.1 %となっている。

表 20-1 母子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総 数	小学校 入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門 学 校	短大生	大学生
該当する 子ども	平成18年	(100.0)	(17.1)	(35.2)	(19.4)	(18.9)	(0.4)	(0.3)	(1.6)
	平成23年	2,609 (100.0)	423 (16.2)	816 (31.3)	534 (20.5)	533 (20.4)	14 (0.5)	11 (0.4)	45 (1.7)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
(1.5)	(3.1)	(2.0)	(0.4)
47 (1.8)	73 (2.8)	69 (2.6)	44 (1.7)

表 20-2 父子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総 数	小学校 入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門 学 校	短大生	大学生
該当する 子ども	平成18年	(100.0)	(12.1)	(31.0)	(24.1)	(21.4)	(0.3)	(-)	(2.2)
	平成23年	873 (100.0)	71 (8.1)	244 (27.9)	214 (24.5)	219 (25.1)	1 (0.1)	3 (0.3)	19 (2.2)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
(1.5)	(4.3)	(2.8)	(0.3)
8 (0.9)	45 (5.2)	31 (3.6)	18 (2.1)

2 1 小学校入学前児童の保育状況

母子世帯、父子世帯ともに、「保育所」の割合が最も高く、父子世帯の場合、前回調査と比べて 21.4 %増加している。

表 2 1 - 1 母子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総 数	母	家 族	親 戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ ベビーシ ッター	その他	不 詳
該当する 子ども	平成18年	(100.0)	(14.1)	(1.9)	(0.2)	(65.3)	(9.2)	(-)	(1.2)	(8.0)
	平成23年	423 (100.0)	73 (17.3)	18 (4.3)	3 (0.7)	261 (61.7)	42 (9.9)	1 (0.2)	25 (5.9)	- (-)

表 2 1 - 2 父子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総 数	父	家 族	親 戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ ベビーシ ッター	その他	不 詳
該当する 子ども	平成18年	(100.0)	(2.6)	(12.8)	(-)	(46.2)	(10.3)	(2.6)	(-)	(25.6)
	平成23年	71 (100.0)	- (-)	8 (11.3)	1 (1.4)	48 (67.6)	6 (8.5)	- (-)	8 (11.3)	- (-)

2 2 公的制度等の利用状況

- ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い。
- イ 母子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが 42.0 %、「満足である」と回答したものが 43.0 %となっている。
- ウ 生活保護の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 14.4 %、父子世帯の父では 8.0 %となっている。
- エ 公的年金の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 8.5 %、父子世帯の父では 8.0 %となっている。
- オ 児童扶養手当の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 73.2 %、父子世帯の父では 45.9 %となっている。

表 2 2 - 1 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況 (%)

	利用している又は利用したことがある		利用していない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所（ハローワーク）	69.1 (38.9)	11.0 (*)	30.9 (61.1)	45.4 (45.6)	7.2 (*)
市区町村福祉関係窓口	48.9 (27.0)	14.9 (*)	51.1 (73.0)	26.6 (35.0)	39.8 (*)
福祉事務所	19.9 (14.9)	18.2 (*)	80.1 (85.1)	21.5 (29.3)	43.2 (*)
民生・児童委員	20.1 (13.8)	20.5 (*)	79.9 (86.2)	17.0 (21.0)	36.0 (*)
児童相談所・児童家庭支援センター	12.3 (7.1)	17.9 (*)	87.7 (92.9)	19.9 (26.4)	34.5 (*)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	8.1 (5.9)	20.7 (*)	91.9 (94.1)	26.3 (39.7)	38.2 (*)
母子福祉センター	6.2 (5.2)	18.8 (*)	93.8 (94.8)	16.9 (27.5)	47.2 (*)
母子自立支援員	4.7 (4.4)	39.1 (*)	95.3 (95.6)	12.0 (18.1)	48.7 (*)
母子生活支援施設	2.0 (4.1)	25.9 (*)	98.0 (95.9)	6.5 (12.4)	41.1 (*)
家庭児童相談室	2.7 (4.1)	36.1 (*)	97.3 (95.9)	14.5 (25.8)	39.9 (*)
公共職業能力開発施設	5.6 (4.0)	39.5 (*)	94.4 (96.0)	22.7 (36.0)	42.2 (*)
婦人相談所（女性相談センター）	3.9 (3.7)	32.1 (*)	96.1 (96.3)	16.0 (25.3)	48.4 (*)
自立支援教育訓練給付金	4.1 (2.3)	37.5 (*)	95.9 (97.7)	25.0 (40.7)	46.3 (*)
高等技能訓練促進費	1.5 (0.5)	33.3 (*)	98.5 (99.5)	19.3 (32.4)	50.5 (*)
家庭生活支援員の派遣	1.5 (0.4)	50.0 (*)	98.5 (99.6)	9.4 (17.0)	54.3 (*)
短期入所生活援助事業	1.2 (1.4)	43.8 (*)	98.8 (98.6)	7.1 (16.9)	54.6 (*)
夜間養護事業	0.6 (0.4)	37.5 (*)	99.4 (99.6)	6.3 (15.4)	57.6 (*)
配偶者暴力相談支援センター	2.3 (2.3)	32.3 (*)	97.7 (97.7)	3.0 (7.3)	44.9 (*)
母子福祉資金	6.3 (8.7)	43.0 (36.9)	93.7 (91.3)	26.1 (54.3)	67.8 (*)
生活福祉資金	3.0 (*)	17.5 (*)	97.0 (*)	14.4 (*)	57.4 (*)
養育費相談支援センター	1.2 (*)	31.3 (*)	98.8 (*)	11.1 (*)	58.3 (*)

注：1）上段は平成23年、下段括弧は平成18年の割合である。

2）表中の割合は、不詳を除いた割合である。

3）公的制度等の種別については複数回答。

4）「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

表 2 2 - 2 父子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

(%)

	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	49.4 (13.6)	12.2 (*)	50.6 (86.4)	26.4 (11.0)	8.9 (*)
市区町村福祉関係窓口	31.5 (13.1)	16.4 (*)	68.5 (86.9)	20.9 (22.6)	34.2 (*)
福祉事務所	15.0 (5.9)	23.8 (*)	85.0 (94.1)	19.1 (21.7)	36.8 (*)
民生・児童委員	11.7 (3.5)	45.8 (*)	88.3 (96.5)	11.9 (15.9)	35.1 (*)
児童相談所・児童家庭支援センター	8.7 (3.4)	27.8 (*)	91.3 (96.6)	15.1 (14.1)	32.5 (*)
母子家庭等就業・自立支援 センター事業	0.7 (*)	100.0 (*)	99.3 (*)	6.2 (*)	46.1 (*)
母子福祉センター	1.0 (*)	75.0 (*)	99.0 (*)	5.3 (*)	43.8 (*)
母子自立支援員	1.7 (*)	57.1 (*)	98.3 (*)	4.3 (*)	45.8 (*)
家庭児童相談室	2.7 (0.7)	36.4 (*)	97.3 (99.3)	11.7 (17.4)	37.6 (*)
公共職業能力開発施設	3.7 (0.7)	46.7 (*)	96.3 (99.3)	10.7 (10.5)	38.3 (*)
家庭生活支援員の派遣	2.2 (0.7)	77.8 (*)	97.8 (99.3)	9.3 (13.0)	43.7 (*)
短期入所生活援助事業	0.7 (0.7)	66.7 (*)	99.3 (99.3)	6.7 (13.1)	49.9 (*)
夜間養護事業	0.5 (1.4)	100.0 (*)	99.5 (98.6)	5.9 (9.7)	49.8 (*)
配偶者暴力相談支援センター	0.7 (*)	100.0 (*)	99.3 (*)	2.5 (*)	42.2 (*)
生活福祉資金	2.2 (*)	33.3 (*)	97.8 (*)	11.0 (*)	50.3 (*)
養育費相談支援センター	0.5 (*)	100.0 (*)	99.5 (*)	8.2 (*)	49.8 (*)

注：1) 上段は平成23年、下段括弧は平成18年の割合である。

2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。

3) 公的制度等の種別については複数回答。

4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

表 2 2－3 母子福祉資金制度について

総 数	不満である	やや不満である	満足である	分からない
平成18年 (100.0)	(12.6)	(36.0)	(36.9)	(14.4)
平成23年 93 (100.0)	9 (9.7)	30 (32.3)	40 (43.0)	14 (15.1)

注：利用している又は利用したことがある者のみ。

表 2 2－4 母子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）

総 数	貸付金額が低い	借入手続が繁雑	貸付金の種類 が少ない	貸付条件が悪い	保証人がいない	その他
平成18年 (100.0)	(21.9)	(15.2)	(8.6)	(9.4)	(28.5)	(16.4)
平成23年 116 (100.0)	25 (21.6)	22 (19.0)	11 (9.5)	17 (14.7)	30 (25.9)	11 (9.5)

注：利用したことがない者も含む。

表 2 2 - 5 母子世帯の母の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 18 年			
総 数	(100. 0)	(9. 6)	(90. 4)
平成 23 年			
総 数	1, 537 (100. 0)	221 (14. 4)	1, 316 (85. 6)
死 別	114 (100. 0)	11 (9. 6)	103 (90. 4)
生 別	1, 423 (100. 0)	210 (14. 8)	1, 213 (85. 2)
離 婚	1, 252 (100. 0)	181 (14. 5)	1, 071 (85. 5)
未 婚	115 (100. 0)	17 (14. 8)	98 (85. 2)
そ の 他	56 (100. 0)	12 (21. 4)	44 (78. 6)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 6 母子世帯の母の生活保護の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
平成 23 年			
総 数	1, 514 (100. 0)	214 (14. 1)	1, 300 (85. 9)
中 学 校	200 (100. 0)	67 (33. 5)	133 (66. 5)
高 校	718 (100. 0)	98 (13. 6)	620 (86. 4)
高等専門学校	65 (100. 0)	8 (12. 3)	57 (87. 7)
短 大	180 (100. 0)	8 (4. 4)	172 (95. 6)
大学・大学院	108 (100. 0)	10 (9. 3)	98 (90. 7)
専修学校・ 各種学校	218 (100. 0)	19 (8. 7)	199 (91. 3)
そ の 他	25 (100. 0)	4 (16. 0)	21 (84. 0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2－7 父子世帯の父の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 18 年			
総 数	(100.0)	(0.5)	(99.5)
平成 23 年			
総 数	523	42	481
	(100.0)	(8.0)	(92.0)
死 別	90	6	84
	(100.0)	(6.7)	(93.3)
生 別	433	36	397
	(100.0)	(8.3)	(91.7)
離 婚	389	33	356
	(100.0)	(8.5)	(91.5)
未 婚	6	1	5
	(100.0)	(16.7)	(83.3)
そ の 他	38	2	36
	(100.0)	(5.3)	(94.7)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2－8 父子世帯の父の生活保護の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
平成 23 年			
総 数	515	42	473
	(100.0)	(8.2)	(91.8)
中 学 校	73	13	60
	(100.0)	(17.8)	(82.2)
高 校	267	16	251
	(100.0)	(6.0)	(94.0)
高等専門学校	25	6	19
	(100.0)	(24.0)	(76.0)
短 大	10	－	10
	(100.0)	(－)	(100.0)
大学・大学院	84	5	79
	(100.0)	(6.0)	(94.0)
専修学校・ 各種学校	49	1	48
	(100.0)	(2.0)	(98.0)
そ の 他	7	1	6
	(100.0)	(14.3)	(85.7)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 9 母子世帯の母の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給して いない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳	
平成23年 1,446 (100.0)	123 (8.5) (100.0)	93 (75.6)	21 (17.1)	1 (0.8)	8 (6.5)	1,323 (91.5)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 0 公的年金を受給している母子世帯の母の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20万円以上	平 均 年金月額
平成23年 105 (100.0)	16 (15.2)	19 (18.1)	50 (47.6)	11 (10.5)	9 (8.6)	119千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 1 父子世帯の父の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給して いない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳	
平成23年 490 (100.0)	39 (8.0) (100.0)	7 (17.9)	13 (33.3)	15 (38.5)	4 (10.3)	451 (92.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 2 公的年金を受給している父子世帯の父の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20万円以上	平 均 年金月額
平成23年 31 (100.0)	10 (32.3)	11 (35.5)	3 (9.7)	4 (12.9)	3 (9.7)	107千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 3 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している			受給していない
			全部支給	一部支給	
平成 23 年 総 数	1,588 (100.0)	1,162 (73.2) (100.0)	562 (48.4)	600 (51.6)	426 (26.8)
死 別	111 (100.0)	27 (24.3) (100.0)	9 (33.3)	18 (66.7)	84 (75.7)
生 別	1,477 (100.0)	1,135 (76.8) (100.0)	553 (48.7)	582 (51.3)	342 (23.2)
離 婚	1,296 (100.0)	1,010 (77.9) (100.0)	473 (46.8)	537 (53.2)	286 (22.1)
未 婚	127 (100.0)	98 (77.2) (100.0)	63 (64.3)	35 (35.7)	29 (22.8)
その他	54 (100.0)	27 (50.0) (100.0)	17 (63.0)	10 (37.0)	27 (50.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 4 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している			受給していない
			全部支給	一部支給	
平成 23 年 総 数	1,567 (100.0)	1,150 (73.4) (100.0)	556 (48.3)	594 (51.7)	417 (26.6)
中 学 校	208 (100.0)	170 (81.7) (100.0)	115 (67.6)	55 (32.4)	38 (18.3)
高 校	753 (100.0)	596 (79.2) (100.0)	272 (45.6)	324 (54.4)	157 (20.8)
高等専門学校	65 (100.0)	44 (67.7) (100.0)	22 (50.0)	22 (50.0)	21 (32.3)
短 大	192 (100.0)	128 (66.7) (100.0)	53 (41.4)	75 (58.6)	64 (33.3)
大学・大学院	108 (100.0)	53 (49.1) (100.0)	19 (35.8)	34 (64.2)	55 (50.9)
専修学校・ 各 種 学 校	216 (100.0)	142 (65.7) (100.0)	65 (45.8)	77 (54.2)	74 (34.3)
そ の 他	25 (100.0)	17 (68.0) (100.0)	10 (58.8)	7 (41.2)	8 (32.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 5 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している			受給していない
			全部支給	一部支給	
平成 23 年 総 数	510 (100.0)	234 (45.9) (100.0)	84 (35.9)	150 (64.1)	276 (54.1)
死 別	82 (100.0)	25 (30.5) (100.0)	9 (36.0)	16 (64.0)	57 (69.5)
生 別	428 (100.0)	209 (48.8) (100.0)	75 (35.9)	134 (64.1)	219 (51.2)
離 婚	388 (100.0)	189 (48.7) (100.0)	66 (34.9)	123 (65.1)	199 (51.3)
未 婚	7 (100.0)	7 (100.0)	4 (57.1)	3 (42.9)	- (-)
その他	33 (100.0)	13 (39.4) (100.0)	5 (38.5)	8 (61.5)	20 (60.6)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 6 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している			受給していない
			全部支給	一部支給	
平成 23 年 総 数	506 (100.0)	234 (46.2) (100.0)	84 (35.9)	150 (64.1)	272 (53.8)
中 学 校	76 (100.0)	46 (60.5) (100.0)	18 (39.1)	28 (60.9)	30 (39.5)
高 校	260 (100.0)	124 (47.7) (100.0)	48 (38.7)	76 (61.3)	136 (52.3)
高等専門学校	24 (100.0)	8 (33.3) (100.0)	2 (25.0)	6 (75.0)	16 (66.7)
短 大	11 (100.0)	4 (36.4) (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	7 (63.6)
大学・大学院	82 (100.0)	27 (32.9) (100.0)	7 (25.9)	20 (74.1)	55 (67.1)
専修学校・ 各 種 学 校	47 (100.0)	24 (51.1) (100.0)	8 (33.3)	16 (66.7)	23 (48.9)
そ の 他	6 (100.0)	1 (16.7) (100.0)	- (-)	1 (100.0)	5 (83.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

23 ひとり親世帯の悩み等

(1) 子どもについての悩み

悩みの内容について、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。

表23-(1)-1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・ 進 学	しつけ	就 職	健 康	非 行 ・ 交友関係	食事・ 栄 養	結 婚 問 題	衣服・ 身のまわり	その他
平成18年 総 数	(56.4)	(19.0)	(8.0)	(5.2)	(2.0)	(2.4)	(1.2)	(1.2)	(4.8)
平成23年 総 数	(56.1)	(15.6)	(7.2)	(5.3)	(3.6)	(2.6)	(0.1)	(0.8)	(8.7)
0歳～4歳	(15.0)	(45.1)	(0.8)	(14.3)	(-)	(6.0)	(0.8)	(1.5)	(16.5)
5歳～9歳	(39.3)	(31.8)	(0.3)	(6.5)	(2.2)	(4.7)	(-)	(1.6)	(13.7)
10歳～14歳	(71.7)	(10.0)	(0.8)	(3.6)	(5.6)	(1.6)	(-)	(0.4)	(6.2)
15歳以上	(62.3)	(2.7)	(20.0)	(3.7)	(3.5)	(1.4)	(0.2)	(0.4)	(5.8)

注：1) 前回の調査は子どもの男女別の主なものの回答であったが、今回の調査は子ども一人ごとの回答である。

2) 表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

3) 今回の調査では「非行」に「交友関係」を追加。

表23-(1)-2 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・ 進 学	しつけ	就 職	健 康	非 行 ・ 交友関係	食事・ 栄 養	結 婚 問 題	衣服・ 身のまわり	その他
平成18年 総 数	(50.6)	(12.8)	(6.1)	(7.9)	(1.8)	(8.5)	(3.7)	(3.7)	(4.9)
平成23年 総 数	(51.8)	(16.5)	(9.3)	(6.0)	(2.9)	(6.7)	(-)	(3.1)	(3.8)
0歳～4歳	(28.6)	(33.3)	(-)	(9.5)	(-)	(19.0)	(-)	(4.8)	(4.8)
5歳～9歳	(43.2)	(25.7)	(-)	(9.5)	(1.4)	(9.5)	(-)	(5.4)	(5.4)
10歳～14歳	(56.5)	(17.4)	(-)	(7.5)	(3.1)	(6.2)	(-)	(5.0)	(4.3)
15歳以上	(54.0)	(9.2)	(23.9)	(2.5)	(3.7)	(4.3)	(-)	(-)	(2.5)

注：1) 前回の調査は子どもの男女別の主なものの回答であったが、今回の調査は子ども一人ごとの回答である。

2) 表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

3) 今回の調査では「非行」に「交友関係」を追加。

(2) ひとり親の困っていること

ア 母子世帯の場合、「家計」が 45.8 %、「仕事」が 19.1 %、「住居」が 13.4 %となっている。

イ 父子世帯の場合、「家計」が 36.5 %、「仕事」が 17.4 %、「家事」が 12.1 %となっている。

表 2 3 - (2) ひとり親本人が困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の健康	親族の健康・介護	家 事	そ の 他
母子世帯	平成18年 (100.0)	(46.3)	(18.1)	(12.8)	(10.6)	(5.0)	(1.9)	(5.3)
	平成23年 1,280 (100.0)	586 (45.8)	245 (19.1)	171 (13.4)	121 (9.5)	65 (5.1)	19 (1.5)	73 (5.7)
父子世帯	平成18年 (100.0)	(40.0)	(12.6)	(7.4)	(5.9)	(*)	(27.4)	(6.7)
	平成23年 373 (100.0)	136 (36.5)	65 (17.4)	29 (7.8)	37 (9.9)	33 (8.8)	45 (12.1)	28 (7.5)

注：総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

(3) 相談相手について

ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 80.4 %、父子世帯では 56.3 %となっている。

イ 相談相手についてみると、母子世帯、父子世帯ともに「親族」が最も多い。

表 2 3 - (3) - 1 相談相手の有無

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯	平成18年 (100.0)	(76.9)	(23.1)		
	平成23年 1,617 (100.0)	1,300 (80.4)	317 (19.6)	(67.9)	(32.1)
父子世帯	平成18年 (100.0)	(59.4)	(40.6)		
	平成23年 545 (100.0)	307 (56.3)	238 (43.7)	(53.8)	(46.3)
				(61.8)	(38.2)
				(50.4)	(49.6)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 3 - (3) - 2 母子世帯の相談相手の内訳

総 数	親 族	知人・隣人	母子自立支援員等	母子寡婦福祉団体	公的機関	N P O 法人	任意団体	その他
平成18年 (100.0)	(66.2)	(29.6)	(0.5)	(-)	(1.2)	(0.1)	(*)	(2.4)
平成23年 (100.0)	(50.6)	(42.5)	(1.1)	(0.3)	(2.4)	(0.2)	(0.2)	(2.8)

注：1) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

2) 今回の調査の相談相手は複数回答。

3) 「公的機関」とは母子福祉センター、福祉事務所等である。

表 2 3 - (3) - 3 父子世帯の相談相手の内訳

総 数	親 族	知人・隣人	公的機関	N P O 法人	任意団体	その他
平成18年 (100.0)	(67.5)	(28.2)	(0.9)	(-)	(*)	(3.4)
平成23年 (100.0)	(58.1)	(35.4)	(3.6)	(-)	(0.8)	(2.1)

注：1) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

2) 今回の調査の相談相手は複数回答。

3) 「公的機関」とは母子福祉センター、福祉事務所（母子自立支援員）等である。

表 2 3 - (3) - 4 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の健康	親族の健康・介護	家 事	その他
母子世帯	平成18年 (100.0)	(48.1)	(18.5)	(10.6)	(9.3)	(6.9)	(2.3)	(4.2)
	平成23年 184 (100.0)	80 (43.5)	39 (21.2)	29 (15.8)	19 (10.3)	5 (2.7)	5 (2.7)	7 (3.8)
父子世帯	平成18年 (100.0)	(32.5)	(12.5)	(10.0)	(10.0)	(*)	(30.0)	(5.0)
	平成23年 109 (100.0)	40 (36.7)	16 (14.7)	12 (11.0)	10 (9.2)	11 (10.1)	14 (12.8)	6 (5.5)

注：総数は「特になし」と不詳を除いた値である。

2 4 子どもに関する最終進学目標等

ア 子どもに関する最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が約4割となっており、母子世帯の母は 38.5 %、父子世帯の父は35.5%となっている。

イ ひとり親世帯の親の最終学歴は、母子世帯の母、父子世帯の父ともに、高校が最も多くなっている。

表 2 4 - 1 子どもに関する最終進学目標

	総 数	中学校	高 校	高等専門学校	短 大	大学・大学院	専修学校・各種学校	その他
母子世帯	平成23年 1,581 (100.0)	9 (0.6)	480 (30.4)	89 (5.6)	85 (5.4)	609 (38.5)	218 (13.8)	91 (5.8)
父子世帯	平成23年 527 (100.0)	1 (0.2)	198 (37.6)	32 (6.1)	21 (4.0)	187 (35.5)	48 (9.1)	40 (7.6)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 4 - 2 ひとり親世帯の親の最終学歴

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各種学校	その他
母子世帯	平成23年 1,617 (100.0)	215 (13.3)	776 (48.0)	68 (4.2)	196 (12.1)	111 (6.9)	226 (14.0)	25 (1.5)
父子世帯	平成23年 546 (100.0)	84 (15.4)	282 (51.6)	25 (4.6)	11 (2.0)	85 (15.6)	52 (9.5)	7 (1.3)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 4 - 3 母子世帯の子どもに関する最終進学目標（母の最終学歴別）

子どもの進学 親の学歴	総 数	中 学 校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大 学 ・ 大 学 院	専修学校 ・各種学校	その他
平成 23 年								
総 数	1,575 (100.0)	9 (0.6)	477 (30.3)	89 (5.7)	85 (5.4)	607 (38.5)	218 (13.8)	90 (5.7)
中 学 校	205 (100.0)	5 (2.4)	95 (46.3)	16 (7.8)	8 (3.9)	41 (20.0)	24 (11.7)	16 (7.8)
高 校	760 (100.0)	2 (0.3)	299 (39.3)	46 (6.1)	43 (5.7)	231 (30.4)	100 (13.2)	39 (5.1)
高等専門学校	68 (100.0)	－ (ー)	15 (22.1)	13 (19.1)	9 (13.2)	19 (27.9)	10 (14.7)	2 (2.9)
短 大	193 (100.0)	－ (ー)	23 (11.9)	5 (2.6)	16 (8.3)	111 (57.5)	28 (14.5)	10 (5.2)
大学・大学院	110 (100.0)	－ (ー)	3 (2.7)	2 (1.8)	－ (ー)	96 (87.3)	6 (5.5)	3 (2.7)
専修学校・各種学校	214 (100.0)	2 (0.9)	37 (17.3)	6 (2.8)	8 (3.7)	97 (45.3)	48 (22.4)	16 (7.5)
そ の 他	25 (100.0)	－ (ー)	5 (20.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	12 (48.0)	2 (8.0)	4 (16.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 4 - 4 父子世帯の子どもに関する最終進学目標（父の最終学歴別）

子どもの進学 親の学歴	総 数	中 学 校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大 学 ・ 大 学 院	専修学校 ・各種学校	その他
平成 23 年								
総 数	524 (100.0)	1 (0.2)	196 (37.4)	32 (6.1)	20 (3.8)	187 (35.7)	48 (9.2)	40 (7.6)
中 学 校	78 (100.0)	- (-)	46 (59.0)	5 (6.4)	1 (1.3)	14 (17.9)	6 (7.7)	6 (7.7)
高 校	274 (100.0)	- (-)	120 (43.8)	20 (7.3)	11 (4.0)	81 (29.6)	23 (8.4)	19 (6.9)
高等専門学校	25 (100.0)	- (-)	8 (32.0)	4 (16.0)	2 (8.0)	7 (28.0)	2 (8.0)	2 (8.0)
短 大	11 (100.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	5 (45.5)	- (-)	1 (9.1)
大学・大学院	82 (100.0)	- (-)	7 (8.5)	2 (2.4)	2 (2.4)	62 (75.6)	3 (3.7)	6 (7.3)
専修学校・各種学校	50 (100.0)	- (-)	12 (24.0)	- (-)	3 (6.0)	16 (32.0)	14 (28.0)	5 (10.0)
そ の 他	4 (100.0)	- (-)	1 (25.0)	- (-)	- (-)	2 (50.0)	- (-)	1 (25.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 4 - 5 母子世帯の母の最終学歴（母子世帯になった理由別）

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各 種 学 校	その他
平成 23 年								
総 数	1,617 (100.0)	215 (13.5)	776 (48.0)	68 (4.2)	196 (12.1)	111 (6.9)	226 (14.0)	25 (1.5)
死 別	120 (100.0)	9 (7.5)	50 (41.7)	7 (5.8)	22 (18.3)	15 (12.5)	15 (12.5)	2 (1.7)
生 別	1,497 (100.0)	206 (13.8)	726 (48.5)	61 (4.1)	174 (11.6)	96 (6.4)	211 (14.1)	23 (1.5)
離 婚	1,313 (100.0)	164 (12.5)	654 (49.8)	58 (4.4)	150 (11.4)	83 (6.3)	183 (13.9)	21 (1.6)
未 婚	127 (100.0)	29 (22.8)	50 (39.4)	3 (2.4)	14 (11.0)	9 (7.1)	21 (16.5)	1 (0.8)
そ の 他	57 (100.0)	13 (22.8)	22 (38.6)	- (-)	10 (17.5)	4 (7.0)	7 (12.3)	1 (1.8)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 4－6 父子世帯の父の最終学歴（父子世帯になった理由別）

	総 数	中学校	高 校	高等専門 学 校	短 大	大学・ 大学院	専修学校・ 各 種 学 校	その他
平成 23 年								
総 数	546 (100.0)	84 (15.4)	282 (51.6)	25 (4.6)	11 (2.0)	85 (15.6)	52 (9.5)	7 (1.3)
死 別	93 (100.0)	10 (10.8)	37 (39.8)	4 (4.3)	2 (2.2)	28 (30.1)	10 (10.8)	2 (2.2)
生 別	453 (100.0)	74 (16.3)	245 (54.1)	21 (4.6)	9 (2.0)	57 (12.6)	42 (9.3)	5 (1.1)
離 婚	408 (100.0)	63 (15.4)	228 (55.9)	20 (4.9)	8 (2.0)	49 (12.0)	37 (9.1)	3 (0.7)
未 婚	7 (100.0)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	－ (ー)	1 (14.3)	－ (ー)	－ (ー)
そ の 他	38 (100.0)	9 (23.7)	14 (36.8)	－ (ー)	1 (2.6)	7 (18.4)	5 (13.2)	2 (5.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

(参考) 養育者世帯の状況

1 養育者の続柄

養育者世帯の子どもと養育者の続柄をみると、75.5 %が祖父母となっている。

表1 養育者の続柄別

総 数	祖 父 母	伯 (叔) 父母	兄弟姉妹	そ の 他
平成18年 (100.0)	(58.6)	(24.1)	(-)	(17.2)
平成23年 (100.0)	(75.5)	(5.1)	(3.1)	(16.3)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

2 住居の状況

住居の所有状況は、「持ち家」が64.7 % となっている。

表2 住居の所有状況

	持ち家		借 家 等				
		うち 本人名義	公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年	(63.3)	(*)	(6.7)	(3.3)	(16.7)	(3.3)	(6.6)
平成23年	(64.7)	(50.0)	(9.8)	(-)	(24.5)	(1.0)	(-)

3 子どもについての悩みについて

子どもについての悩みでは、「教育・進学」が最も多くなっている。

表3 子どもについての悩みの内訳

	教育・ 進 学	しつけ	就 職	健 康	非 行 ・ 交友関係	結 婚 問 題	食事・ 栄 養	衣服・ 身のまわり	その他
平成18年 総 数	(68.2)	(4.5)	(-)	(13.6)	(-)	(-)	(-)	(4.5)	(9.1)
平成23年 総 数	(55.2)	(13.8)	(8.6)	(3.4)	(3.4)	(-)	(8.6)	(-)	(6.9)
0歳～4歳	(-)	(-)	(-)	(50.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(50.0)
5歳～9歳	(25.0)	(37.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(25.0)	(-)	(12.5)
10歳～14歳	(71.4)	(14.3)	(-)	(-)	(4.8)	(-)	(-)	(-)	(9.5)
15歳以上	(55.6)	(7.4)	(18.5)	(3.7)	(3.7)	(-)	(11.1)	(-)	(-)

注：1) 前回の調査は子どもの男女別の主なものの回答であったが、今回の調査は子ども一人ごとの回答である。

2) 表中の割合は「特に悩みはない」と不詳を除いた割合である。

3) 今回の調査では「非行」に「交友関係」を追加した。

4 困っていることについて

養育者が困っていることについて、「自分の健康」が最も多く、次いで「家計」となっている。

表4 困っていることの内訳

総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の健康	親族の健康・介護	家 事	そ の 他
平成18年 (100.0)	(33.3)	(9.5)	(19.0)	(23.8)	(*)	(-)	(14.3)
平成23年 (100.0)	(31.7)	(6.7)	(15.0)	(35.0)	(6.7)	(3.3)	(1.7)

注：表中の割合は「特になし」と不詳を除いた割合である。

5 相談相手について

相談相手については、「あり」と答えた者は 71.6 %、「なし」と答えた者は 28.4 %となっている。

相談相手が「あり」と答えた者の相談相手の内訳は、「親族」が最も多く 60.9 % となっている。

表5－1 相談相手の有無

総 数	あ り	な し		
			欲しい	必要がない
平成18年 (100.0)	(69.0)	(31.0) (100.0)	(44.4)	(55.6)
平成23年 (100.0)	(71.6)	(28.4) (100.0)	(48.1)	(51.9)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表5－2 相談相手の内訳

総 数	親 族	知人・隣人	母子自立支援員等	母子寡婦福祉団体	公的機関	NPO法人	任意団体	その他
平成18年 (100.0)	(60.0)	(30.0)	(*)	(*)	(5.0)	(-)	(*)	(5.0)
平成23年 (100.0)	(60.9)	(21.8)	(1.1)	(-)	(11.5)	(-)	(1.1)	(3.4)

注：1) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

2) 今回の調査の相談相手は複数回答。

3) 「公的機関」とは母子福祉センター、福祉事務所等である。

6 社会保険の加入状況等について

- ア 養育者世帯で社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は 30.2 %、「健康保険」は 88.2 %、「公的年金」は 70.6 %となっている。
- イ 生活保護の受給状況は、「受給している」が 20.7 %となっている。
- ウ 公的年金の受給状況は、「受給している」が 50.0 %となっている。
- エ 児童扶養手当の受給状況は、「受給している」が 24.4 %となっている。

表 6－1 養育者世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総 数	(100.0)	総 数	(100.0)	総 数	(100.0)
加入している	(30.2)	被用者保険に加入している	(23.4)	被用者年金に加入している	(27.1)
		国民健康保険に加入している	(57.4)	国民年金に加入している	(43.5)
加入していない	(69.8)	その他	(7.4)		
		加入していない	(11.7)	加入していない	(29.4)

注：表中の割合は不詳を除いた割合である。

表 6－2 養育者世帯の養育者の生活保護の受給状況

総 数	受給している	受給していない
平成23年 (100.0)	(20.7)	(79.3)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 6－3 養育者世帯の養育者の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給していない
		遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳	
平成23年 (100.0)	(50.0) (100.0)	(11.4)	(2.3)	(81.8)	(4.5)	(50.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 6－4 公的年金を受給している養育者世帯の養育者の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20万円以上	平均年金月額
平成23年 (100.0)	(16.7)	(33.3)	(19.0)	(19.0)	(11.9)	116千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 6－5 養育者世帯の養育者の児童扶養手当の受給状況

総 数	受給している			受給していない
		全部支給	一部支給	
平成23年 (100.0)	(24.4) (100.0)	(75.0)	(25.0)	(75.6)

注：総数は不詳を除いた値である。